



栃木県総合計画

とちぎ元気プラン

2006～2010

【概要版】



栃木県



県民の皆さんへ

私たちは、今、少子高齢化が進み、同時に人口が減少するという、かつて経験したことのない時代を迎えようとしています。

振り返ってみると、戦後の復興から今日に至るまで、私たちは快適な生活を求めて働き続けてきました。その結果、私たちの周りには多くのモノがあふれ、豊かな社会になりましたが、その一方で心の豊かさを求める声が年々高まっているのは何故でしょうか。私たちは、お金やモノでは満たすことのできない、もっと大切なものを見失っていないでしょうか。

これからの社会のありようを考えたとき、私は、人と人との確かな絆でしっかりと結ばれ、様々な絆の中で、人が人らしく生きることのできる社会こそが、真に豊かな社会と呼ぶにふさわしいものだと思っています。

すべての人が夢と希望に向かって努力し、社会の一員として積極的に参画していく社会。そうした中で、人は生きることに見出し、そして、郷土に誇りを持つことができると言えます。

社会の原動力は人であり、人のありようが、社会のありようを変えていきます。

私は、向上心や規範意識、他人を思いやる心を育むなど、“とちぎ”の「人間力」を高め、そして、家庭や地域など社会の様々な絆を結び直し、それぞれの立場を越えて「協働」していくことによって、誰もが豊かさを実感できる“とちぎ”が、実現できるものと確信しています。

この「とちぎ元気プラン」では、これからの“とちぎ”づくりの原点となる、こうした「人と社会のあり方」を、県民の皆さんと共有すべき3つの基本姿勢として提案しました。

そして、この計画を、皆さんと一緒に進めることで、“とちぎ”の未来を切り拓いていきたいと思っています。

皆さん一人ひとりの力を互いに合わせ、縦横に結びつけることが、“とちぎ”を動かす大きな力となります。

「いいひと いいこと つぎつぎ “とちぎ”」を合言葉に、元気をつぎつぎに生み出し、そして発信していく郷土“とちぎ”を築いていきましょう。

平成18年2月

栃木県知事 福田 富一



世界遺産「日光の社寺」

ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」

“とちぎ” づくりの合言葉

「いいひと いいこと つぎつぎ “とちぎ”」

県民の皆さんと一緒に『活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”』の実現を目指し、未来に向かって挑戦していくための合言葉で次のような意味が込められています。

- 【いいひと】 誠実・勤勉で人柄が良く人情味のある県民性や、未来に向かって、“とちぎ” づくりに挑戦していく人
- 【いいこと】 住む人にとっても訪れる人にとっても、うれしくなることや楽しくなること、そして感動すること
- 【つぎつぎ】 いつも何かに挑戦し続ける「前向きな姿勢や躍動感」、次から次へと、新しいものを生み出す「創造力」や“とちぎ”の魅力を県内外に発信していく「情報発信力」、そして未来に対する「期待感」

※ロゴマークの説明は、巻末に記載してあります。

第1部 めざす“とちぎ”の姿

第1章 “とちぎ”を見る

第1節 時代の潮流	4
1 少子高齢化・人口の減少	4
2 暮らしと意識の多様化	4
3 地域社会とコミュニティの変化	5
4 環境の保全、資源・エネルギーの有効活用	5
5 グローバル化	6
6 高度情報化社会の進展	6
7 地域経済の発展と雇用の確保	7
8 改革の時代	7

第2節 “とちぎ”のかたち

1 “とちぎ”の可能性・潜在力	8
2 人口、経済などの見通し	10

第2章 “とちぎ”を動かす

第1節 “とちぎ”の将来像	12
第2節 将来像実現のために	12
“とちぎ”づくりの基本姿勢	
～「新たな“公（おおやけ）”を拓く」～	12
第3節 県土の姿・とちぎデザイン	14
1 県土づくりの基本方向	
－国土交流拠点“とちぎ”－	14
2 “とちぎ”のデザイン	14

第2部 県政の基本方向

第1章 重点テーマ

1 “とちぎの人間力”を高める	16
2 社会全体で子育てを支える	17
3 個性あふれる地域を創る	18

第2章 基本政策

各施策の読み方	19
とちぎ元気プラン政策体系	20

基本目標1 知恵にあふれ心豊かな人づくり

〔教育・文化〕

- 政策11 多様な能力をはぐくみ、
心豊かでたくましい青少年を育成する
- 政策12 生きがいとうるおいに満ちた人生を
実現する

基本目標2 いのちをやさしく見守る社会づくり

〔人権・保健・医療・福祉〕

- 政策21 一人ひとりを尊重し、
共に参画する社会を築く
- 政策22 互いに支え合い、
共に生きるあたたかな福祉社会を築く
- 政策23 健やかで安心な生活を守る

基本目標3 確かな技術と創造性に富む産業づくり

〔農林・商工サービス・労働〕

- 政策31 魅力ある農林業を確立する
- 政策32 知恵と技術による
商工サービス業の振興と雇用の安定を図る

基本目標4 快適でにぎわいのある交流地域づくり

〔社会基盤・観光・国際化〕

- 政策41 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる
- 政策42 魅力とうるおいのある生活空間をつくる
- 政策43 にぎわいとときめきにあふれた
地域社会をつくる

基本目標5 安心の暮らしを支える環境づくり

〔環境保全・防犯・防災〕

- 政策51 豊かな環境を守り育て、
地球にやさしい循環型社会を構築する
- 政策52 安全な暮らしを守る
- 政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する

成果指標一覧	53
--------	----

第3章 新たな自治の基盤づくりのために

- 1 “県民との協働による県政”を推進する
- 2 “地方分権時代をリードする県政”を推進する
- 3 “効率的で効果的な県政”を推進する

用語解説（文章中で「※」を付記した用語）	62
----------------------	----

【計画を活用される皆さまへ】

■計画の役割

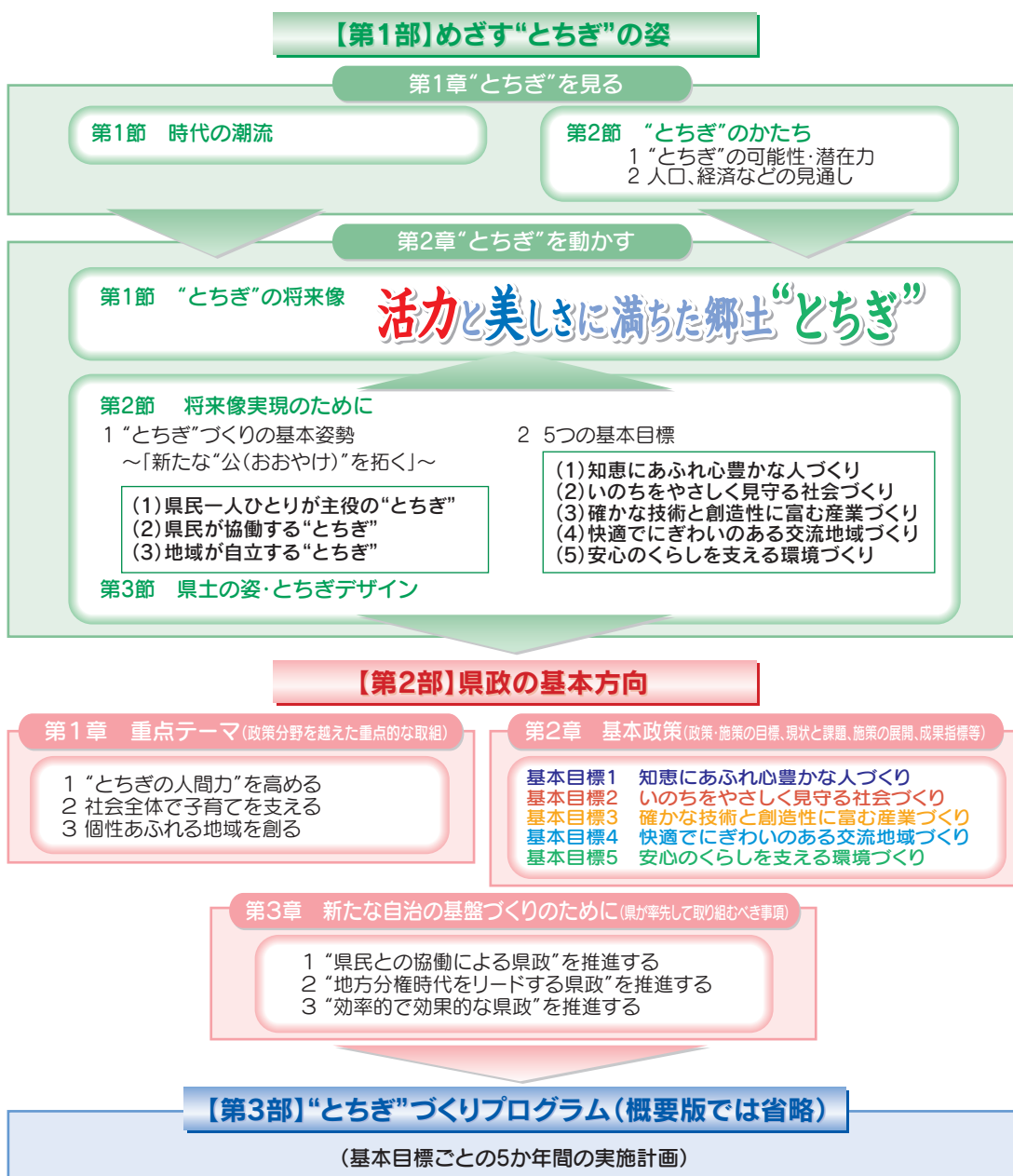
この計画は、郷土“とちぎ”の中長期的な将来像を描き、その実現に向け、県民の皆さんと共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、政策や施策の展開方向など、今後5か年間に県が行う仕事の進め方等をお示しする県政の基本指針です。

また、これからの“とちぎ”づくりを進めるためには、何よりも200万県民の力の結集が不可欠であり、県民や企業、各種団体、市町村など、すべての“とちぎ”づくりの担い手と一緒に考えて、そして行動していくための共通の目標を示すという役割を併せ持っています。

■計画の期間

この計画は、21世紀初頭の県政の基本方向を描き、その実現に向けた平成18(2006)年度を初年度とする平成22(2010)年度までの5か年間の計画とします。

■計画の基本構成



第1部

めざす“とちぎ”の姿

第1章 “とちぎ”を見る

第1節 時代の潮流

1 少子高齢化・人口の減少

近年、我が国では、未婚率の上昇や晩婚化などにより出生率が低下し年少人口（14歳以下）が減少する少子化と、平均寿命の伸長等により老年人口（65歳以上）が増加する高齢化とが、世界に類を見ないスピードで進行しています。

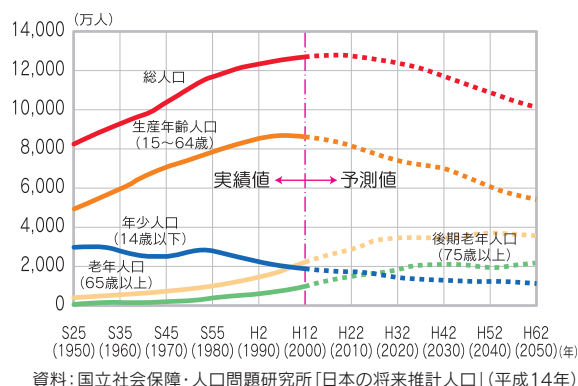
人口構成は、平成9（1997）年に年少人口が老年人口を下回り、以降その差は拡大し続け、総人口も、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、ここ数年で概ねピークに達し、今後、長期の人口減少過程に入るとされています。^{（注）}

少子高齢化や人口の減少は、産業や就労をはじめ、教育や医療・福祉・年金などの様々な分野で、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすと予想されます。

本県が今後とも豊かで活力あふれる地域として発展

していくためには、安心して子どもを生み育てることができ、高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、より実効性のある対策を推し進める必要があります。

年齢3区分別人口の推移（中位推計・全国）



（注）国勢調査の速報値によると、平成17（2005）年10月現在の人口は約1億2,775万7千人で、平成16（2004）年10月現在の推計人口と比べて、約1万9千人減少しました。

2 暮らしと意識の多様化

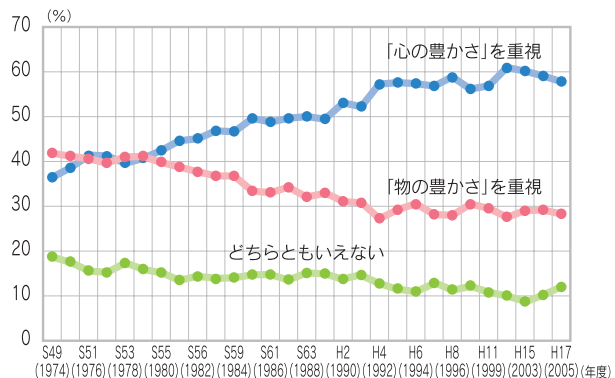
市場経済の進展や雇用形態の変化など、社会のシステムが変容する中で、地域間の経済格差や、個人間の所得格差の拡大など、社会の階層化が進むとともに、人々の連帯感や他者への思いやり、家族や人間関係の希薄化などが進んでいます。こうした中で、心のよりどころとしての人と人の絆の再生が強く意識されるようになってきています。

また、経済が進展し、社会の成熟化が進む中で、価値観の多様化も進み、様々なライフスタイルやワークスタイルが現れてきており、人々の意識も、「物の豊かさ」を重視する考え方から、「心の豊かさ」を重視する方向に変化してきています。

本県が、心豊かで人に優しい地域であるためには、一人ひとりの価値観や多様な生き方や働き方が尊重さ

れるとともに、人と人との互いに認め合い、支え合う社会づくりを進めていく必要があります。

心の豊かさ・物の豊かさ



3 地域社会とコミュニティの変化

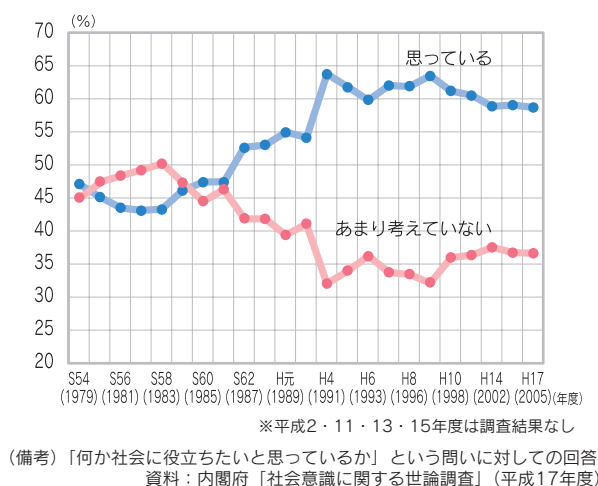
近年の地域社会では、地域コミュニティにおける連帯感の希薄化や、犯罪の増加による安全性の低下など、様々な問題が顕在化してきています。

一方では、自己実現志向の高まりや社会参画意識が向上しており、福祉や環境など様々な分野でボランティアやNPO※などによる社会貢献活動が広がりを見せています。

行政に対する住民のニーズは、一層増大するとともに複雑化しており、限られた財源で行政があらゆるサービスを担い、提供することが難しくなっている中、民間が柔軟な発想により創意・工夫を発揮することで、より効率的でニーズに即したサービスを提供するケースも少なくありません。

本県が、安全・安心で快適な地域であるためには、地域コミュニティの果たす役割など、その重要性を見つめ直すとともに、行政とボランティアやNPO、企業などの民間との適切なパートナーシップを築きあげるにより、協働による地域づくりを進めていくことが求められています。

社会への貢献意識



4 環境の保全、資源・エネルギーの有効活用

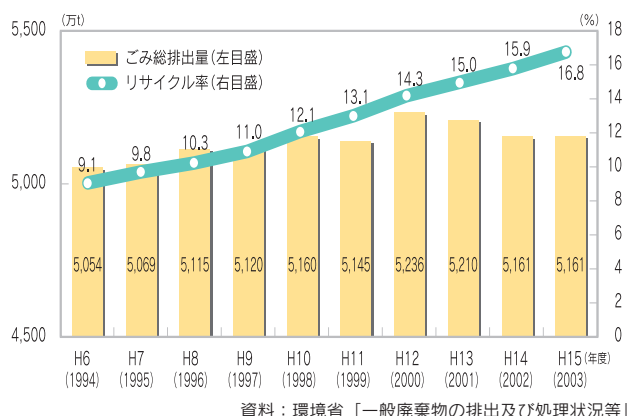
私たちのこれまでのライフスタイルや産業経済活動は、エネルギー消費の増大や資源の枯渇などの問題を引き起こし、さらには、自然の持つ復元能力を超えた環境への負荷を与え続けた結果、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模での環境問題が進行しています。これらは、人類共通の課題として、解決に向けた実効性ある緊急の取組が求められています。

また、私たちの身近な日常生活においても、廃棄物の不適正な処理や有害化学物質の問題などにより、生活環境に対する不安が生じているほか、自然環境や生態系への影響も心配されています。

このような中で、利便性や効率性よりも、環境への配慮を優先する考え方が広がりを見せ、環境への負荷を減らすようなライフスタイルへの転換など、人々の意識や社会の仕組みが変わりつつあります。

本県が、安心な暮らしを守り、将来に向けて持続的に発展をしていくためには、豊かな自然環境と共生した暮らしを築くとともに、循環型社会の実現に向けて、一層の努力が強く求められています。

ごみ総排出量及びリサイクル率の推移 (全国)



5 グローバル化

世界中で人や物、情報、資金の交流が活発になり、相互補完関係が強まる中で、世界での出来事が、私たちの生活や産業活動に、今まで以上に密接に、かつ瞬時に結びつくようになっています。

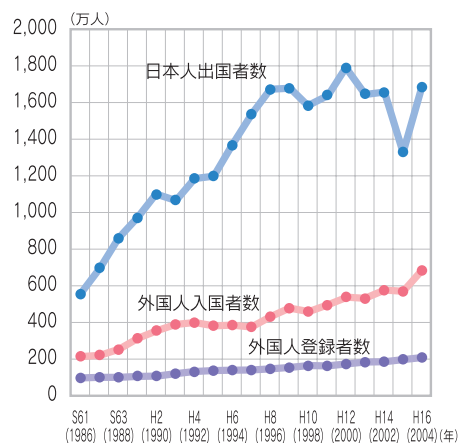
グローバル化は、地球規模での市場経済化による経済の発展とともに、地域間での競争の激化や経済格差の拡大、さらには雇用不安なども引き起こしています。

一方では、文化や芸術、スポーツなどの国際交流の拡大も顕著であり、私たちの暮らしを豊かにする要因ともなっています。

このような中、我が国では、経済再生と競争力強化に向けた新事業の創出や大学との連携、知的財産の活用、国際観光の振興のほか、国際交流などによる多文化共生社会*の実現に向けた取組も進められています。

本県が、将来に向けて、知恵を活かした活力とにぎわいのある地域として発展していくためには、国際理解や交流を一層推進するとともに、グローバル化を新たな成長のチャンスと捉え、持続可能な地域経済基盤の構築を進めながら、互いの地域がともに発展していく関係を築いていくことが求められています。

外国人入国者数・日本人出国者数及び
外国人登録者数の推移(全国)



資料：法務省「外国人及び日本人の出入国者統計」
「在留外国人統計」

6 高度情報化社会の進展

情報通信技術 (IT) の飛躍的な発展は、地球規模での社会、経済面のグローバル化の大きな要因となっているほか、私たちの社会生活においても、利便性の向上や人と人とのコミュニケーション形態の高度化など、様々な面で大きな効果をもたらしています。

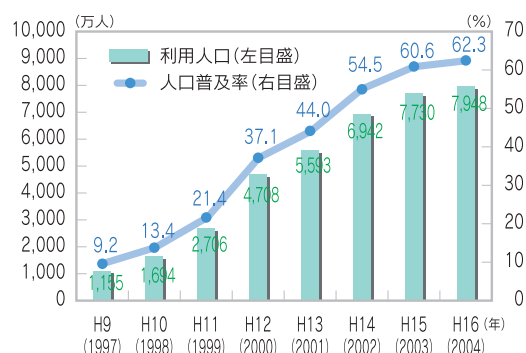
一方では、急速に進む情報化の中で、パソコンや携帯電話などの情報機器の操作の習熟度や地理的要因等による通信環境の違いなどから生じる情報通信格差の拡大、システムの安全性や信頼性の確保、新たな犯罪への対応など、解決しなければならない課題も数多くあります。

今後、さらなる技術の進展により、誰もがいつでもどこでも必要な情報やサービスを活用することができるユビキタスネットワーク*社会の構築が進み、人々の暮らしが豊かで充実し、社会経済が一層発展していくことが期待されています。

県民が、高度情報化の恩恵を十分に享受できるようにするためには、情報通信技術の利活用を一層促進す

るとともに、情報通信格差やセキュリティ対策等への適切な対応を図る必要があります。

インターネット利用人口及び人口普及率の推移(全国)



資料：総務省「通信利用動向調査」

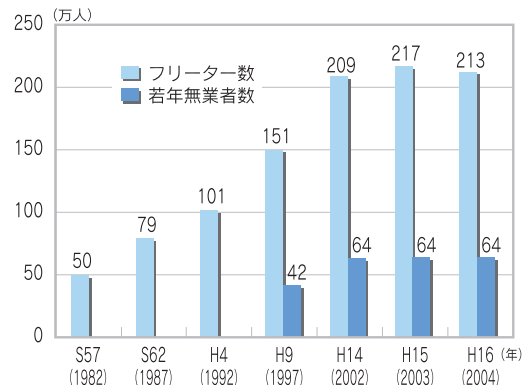
情報や交通のネットワーク化、経済のグローバル化などの進展は、消費者の選択の幅を広げ、新たな起業者の市場参入を促進するなど、経済活動の自由を拡大する一方で、地域間競争の激化や格差の拡大など、地域社会や経済に様々な影響を与えています。

一方、終身雇用や年功序列に代表される我が国の雇用慣行は、能力主義や成果主義の導入が進む中で、大きく変化しています。また、大きな社会問題となりつつある、いわゆるフリーター*やニート*と呼ばれる若年者が増加するなど、雇用をとりまく環境や就業に対する意識も変化しており、将来の社会・産業構造に深刻な影響を及ぼす可能性もあります。

本県が、時代の変化に柔軟に対応し、活力ある地域として、将来に渡り力強く発展していくためには、知的財産を活用した付加価値の高い新事業・新産業の創出や地域に密着したコミュニティビジネス*などの内需型産業の育成が必要です。また、女性や高齢者の一層

の活躍の場の創出や、フリーター等の若年労働力問題への対応、創造力とチャレンジ精神に満ちた豊かな人材の育成などの積極的な取組が求められます。

フリーター・若年無業者*数の推移（全国）



(備考) フリーター数の1982年から1997年までの数値と2002年から2004年までの数値とは、フリーターの定義等が異なることから、断層が生じていることに留意する必要がある。

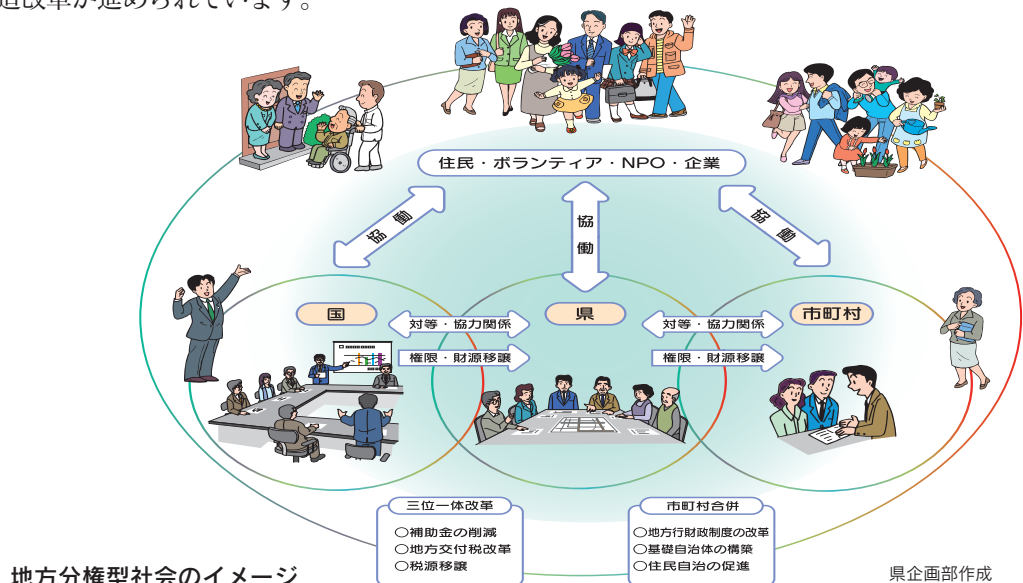
資料：厚生労働省「労働経済白書」（平成17年版）

地方行政においては、地域間競争の激化や住民の意識・価値観の多様化などにより、これまでの画一的で中央に依存した構造や制度では、厳しい財政状況とあいまって、地域の諸問題や住民のニーズに的確に対応することが難しくなっています。

このような中、地方分権型行財政システムの構築を目指して、権限や財源を地方へ移譲する、いわゆる三位一体の改革や、効率的で質の高い行政基盤の確立を目指した市町村合併など、真の地方自治を実現するための構造改革が進められています。

さらには、都道府県の区域を越えた連携を模索する動きや、道州制*の導入に向けた議論や検討が本格化し、地方を取り巻く環境は大きく変化してきています。

本県が、活力と創意・工夫にあふれ、自立した地域として成長していくためには、長期的な視野に立って、地域づくりの担い手となる人材の育成を積極的に進めるとともに、たゆまぬ行財政改革を行いつつ、あらゆる主体が手を携え協働して、直面する様々な課題に適切かつ迅速に対応することが求められています。



(1) 恵まれた県土

本県は、関東地方で最大の面積を有し、比較的平坦な地形ともあいまって、生活や産業活動の場としての土地資源に恵まれています。また、地震、風水害、土砂災害などの自然災害が少ないという特徴があります。

首都東京からは60～160kmに位置するなど、こうした恵まれた立地条件や地域資源を最大限に活用し、広域連携を強化することなどにより、一層発展していくことが期待されます。



インターパーク宇都宮南

(2) 豊かな自然環境

本県には、世界に誇る日光国立公園のほか、豊かな地域特性を持つ8つの県立自然公園があり、貴重で美しい自然が残されています。

また、日光、鬼怒川、那須、塩原をはじめとした我が国を代表する景勝地や温泉地などの観光資源にも恵まれています。

このような豊かな自然環境を守り育てていくことにより、やすらぎのある生活を実現するとともに、地球環境の保全にも貢献していくことが期待されます。



明智平から眺望する中禅寺湖・華嚴の滝（日光市）

(3) 受け継がれていく優れた文化

本県は、世界遺産に登録された日光の社寺、我が国最古の総合大学であった足利学校、日本三戒壇の一つであった下野薬師寺などに見られるように、文化や宗教の中心地の一つとして栄えてきました。

また、織物や陶器などの伝統工芸品や、伝統行事、伝統芸能など、本県の風土と県民の生活の中で育まれ、受け継がれてきている優れた文化や技があります。

このような地域が育んできた個性ある文化を継承・発展させるとともに、他の文化との交流や融合による新たな地域文化の創出などを通して、ゆとりと潤いに満ちた生活を実現し、地域を越えて文化を発信していくことが期待されます。



足利学校

(4) 豊かな食料基地

本県は、豊富で良質な水や肥沃な大地、恵まれた気候などを活かし、米麦・園芸・畜産など地域性豊かな農業生産を展開し、本県はもとより首都圏の食料基地として大きく貢献しています。

また、30年以上にわたって日本一の座にある「いちご」をはじめとして、味の良さで知られる「栃木米」など、全国で上位を占める農産物が数多くあります。

このような恵まれた条件や特色を活かした農産物づくりを進めることにより、食料供給県としてさらに発展していくことが期待されます。



いちご（とちおとめ）

(5) 活力ある産業集積

本県は、豊富な土地資源と勤勉で優秀な労働力を背景として、先端的な技術や研究開発機能を有する企業も立地するなど、国内有数の「ものづくり」県に成長し、平成15年の製造品出荷額等が全国第11位となっています。

また、商業、観光・サービス業なども時代の変化に対応しながら着実な成長を遂げてきており、本県は多様な産業がバランス良く発達しています。

このような産業集積をもとに、知恵と技術を活かし、多様な連携を図りながら、新事業の創出や新分野への展開を進めることなどにより、付加価値の高い産業を創造していくことが期待されます。



近代化された工場設備

(6) 社会を担う人材

本県の県民性は、「誠実」、「勤勉」であり、「まじめに仕事をやり遂げる人が多い」、「研究心も旺盛」、「人柄が良く、人情味がある」と言われており、本県を担う原動力になっています。

本県にとって、これからの最大の財産は、「人材」であり、その「人材」を育む風土・社会です。

そして、県民一人ひとりが自立し、能力を最大限に活かして地域社会の一員としての役割と責任を担うとともに、「とちぎ」から日本全国、そして世界に貢献していくことが期待されます。



中学生の保育園での職場体験活動

2 人口、経済などの見通し

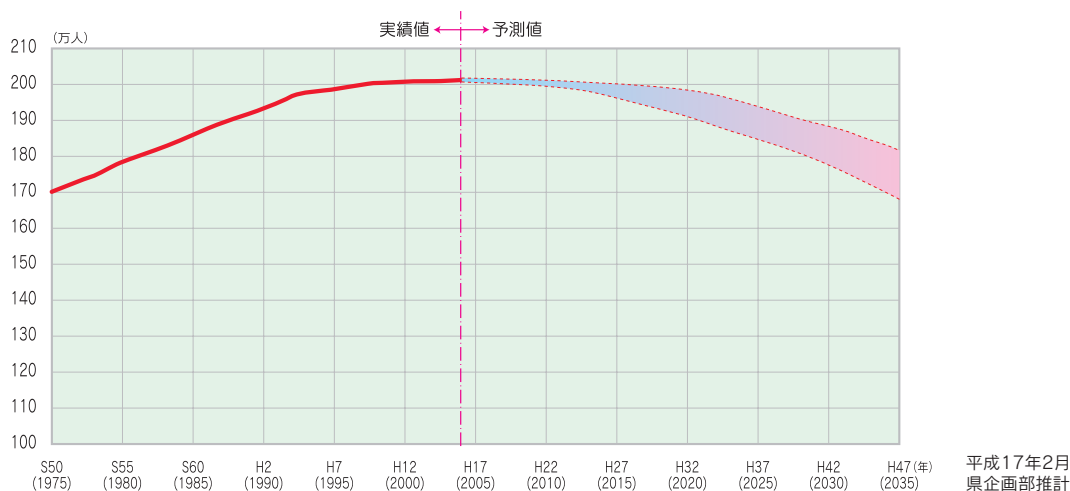
(1) 人口減少時代を迎える“とちぎ”

① 人口

本県の人口は、昭和30年代以降ほぼ一貫して増加が続いており、平成9（1997）年9月に200万人に到達した後、平成16（2004）年10月には約201万5千人となっています。一方、未婚率の上昇や晩婚化の進行等により出生数は減少を続けていますが、これまでは平均寿命の伸長等による死亡数の減少により人口の自然増加は維持されてきました。しかし、平成16（2004）

年には本県の合計特殊出生率は全国の1.29よりは高いものの1.37まで低下しており、自然増減は増加から減少に転じる過渡期にあると推測されます。また社会増も安定成長時代においては大幅な増加は期待できない状況にあることから、本県の人口は、ここ数年をピークとして、その後ゆるやかに減少していくと予測されます。

栃木県の人口の見通し



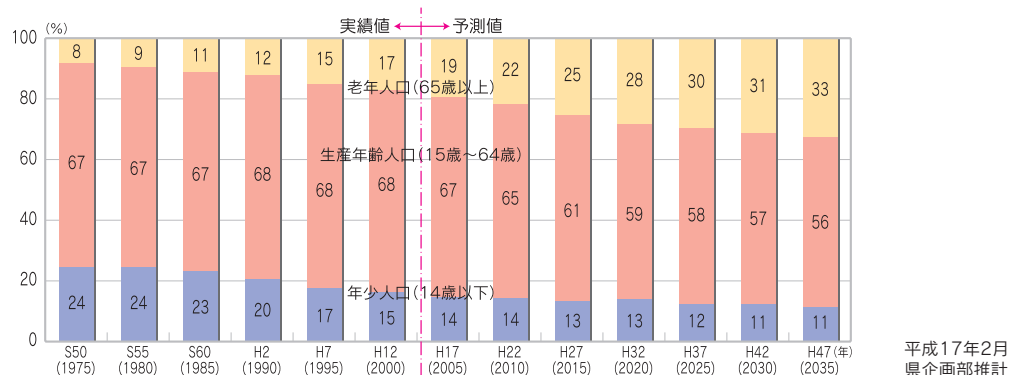
(注) 国勢調査の速報値によると、平成17（2005）年10月現在の人口は、約201万6千人となっています。

② 人口構成

本県の年齢別人口構成は昭和60（1985）年頃までは、4人に1人が年少人口、10人に1人が老年人口という割合で安定していました。しかし、その後出生率の低下等による年少人口の減少と、平均寿命の伸長等による老年人口の増加が同時に進行し、急激なスピード

で少子高齢化が進んでいます。このような中、平成10（1998）年には、老年人口が年少人口を上回り、以降その差は拡大し続けており、65歳以上の人口が全体に占める割合は平成27（2015）年には4人に1人に達すると予測されます。

本県の年齢3区分別人口構成の見通し



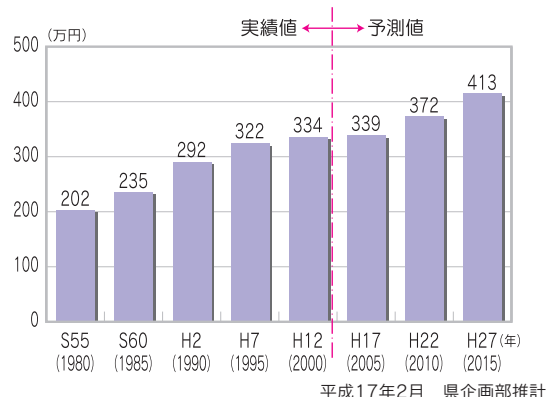
四捨五入の関係で合計が100%にならないものがあります。

(2) 安定した経済を維持する“とちぎ”

① 県民所得

近年の景気後退により、本県の経済もここ数年低迷を続けてきましたが、こうした中にあっても、1人当たりの県民所得※の全国順位は平成14年度には7位となっています。平成17年1月に発表された国の経済見通しでは、年率1.5%程度の経済成長を見込んでおり、本県においても、同程度の成長を維持していくことが可能であると想定されます。これに伴って1人当たりの県民所得も、平成27（2015）年には410万円程度（実質）になると予測されます。

1人当たり県民所得（実質・1995年価格）の見通し

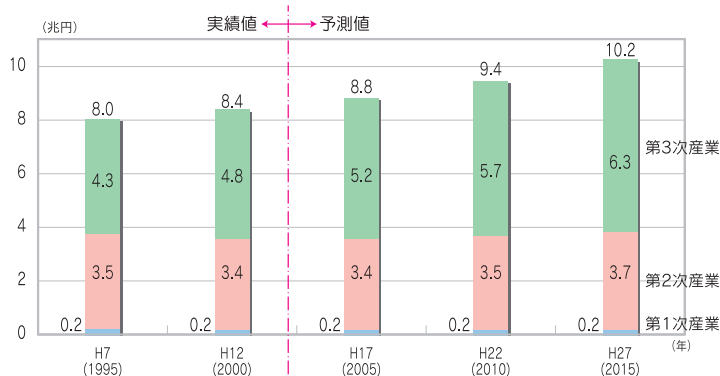


② 産業・就業構造

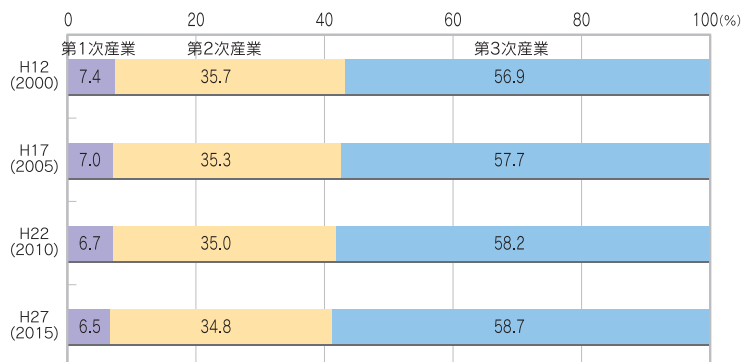
本県は、昭和30年代後半から積極的な工業化政策を行い、工業県として高い成長を遂げてきました。製造品出荷額等は約7兆7千億円で全国11位（平成15年）と、全国でも上位に位置しています。また、農業産出額は約2,820億円で全国9位（平成16年）、小売業販売額は約2兆848億円で全国20位（平成14年）となって

います。今後も着実な成長を続け、県内総生産（実質）は、平成27年（2015）年には約10兆2千億円と平成12年の約1.2倍に達すると予測されます。また、第3次産業への移行が進み、県内総生産や就業者割合に占める第3次産業の割合は今後とも増大を続けると予測されます。

県内総生産額（実質・1995年価格）の見通し



本県の産業別就業者割合の見通し



四捨五入の関係で合計が100%にならないものがあります。

第2章 “とちぎ”を動かす

経済・社会が地球規模で大きく変動するこの21世紀において、私たちは、先人が築き上げてきた郷土の魅力と可能性を最大限に活かし、「自らの未来は自らの力で切り拓いていく」という挑戦する姿勢を持って、これからの“とちぎ”づくりを進めていきます。

第1節 “とちぎ”の将来像

私たちが目指す将来像は、人々が豊かで活力に満ちた生活を営み、自然や街並み、そして人々の心が美しさとやさしさにあふれ、住む人にも訪れる人にも魅力ある郷土、そして未来の子どもたちにさらなる可能性を約束する郷土“とちぎ”。

この計画において、このような郷土の将来像を、

「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」

として掲げ、200万県民の皆さんと一緒に、その実現に向けて全力で取り組んでいきます。

活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”

第2節 将来像実現のために

“とちぎ”づくりの基本姿勢

～「新たな“公（おおやけ）”を拓く」～

これからの社会は、まず、人と人との互いに認め合い、協力し支え合う社会としていくことが重要です。そして、多彩な「個」や「地域」が、ある時は切磋琢磨しつつ、それぞれの個性や能力を最大限に発揮することによって、社会は発展していきます。

特に近年は、住みよい地域づくりや社会的な課題の解決を図るため、県民一人ひとりはもちろんのこと、ボランティアやNPOなどによる自発的な活動が様々な分野で芽生えています。そうした中で、これまで“公（おおやけ）”として行政だけが担うものとされてきた分野についても、行政と協働しながら“公（おおやけ）”を担っていこうとする動きも生まれてきています。

こうした多様な活動は、人と人とのつながりを強めるだけでなく、物や情報のネットワークを広げ、新たな地域の魅力や活力を創造していくための大きな力となることが期待されています。

“とちぎ”の将来像を実現するためには、県民や団体、企業、行政など“とちぎ”づくりのすべての担い手が、郷土が抱える諸課題の解決に向けて、積極的に参画していこうとする主体的な姿勢を持つ必要があります。

そこで、この計画では、「行政のみが“公（おおやけ）”を担う」という従来の考え方から脱却して「**新たな“公（おおやけ）”を拓く**」という考え方に立ち、すべての人がお互いの立場や垣根を乗り越えて、郷土の課題に対して一緒になって取り組むことができるよう、これからの“とちぎ”づくりの原点となる「人と社会のあり方」を、「県民一人ひとりが主役の“とちぎ”」、「県民が協働する“とちぎ”」、「地域が自立する“とちぎ”」の3つの基本姿勢としてお示しするものです。

今後は、こうした考え方を県民の皆さんと共有することによって、本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していきたいと考えています。

1 県民一人ひとりが主役の“とちぎ”

社会は人によって成り立ち、そして人は社会によって生かされます。

近年は、経済的な豊かさだけを追い求めるのではなく、他者や社会とのかかわりの中で生きることや人間として成長することに喜びを見出し、そして、精神的な充足感や真の豊かさを得ようとする考え方が広がりを見せ、自己実現に重きをおいた生き方、働き方を選択する動きが出てきています。

これからの“とちぎ”は、すべての県民が、学ぶこと、働くこと、生きることについて、その意味や目的、そして喜びや楽しみを見出すとともに、社会に積極的に参画し、貢献していく、

県民一人ひとりが主役となる社会

としていかなければなりません。

県民一人ひとりが、それぞれの個性を伸ばし、能力を高めるとともに、その個性や能力が最大限に発揮されることによって、活力ある地域が生み出されていきます。

2 県民が協働する“とちぎ”

社会は人と人とのかかわりを通して形づくられています。

近年は、住民やボランティア、NPOなどによる多種多様な社会貢献活動が活発になっています。こうした活動は、「何か社会に役立ちたい」という県民意識の高まりを反映しており、身近な社会の問題を自らの問題として考え、そして行動することによって、自らはもちろん、周囲の人々にとっても心やすらぐ地域や社会を創造していこうとする意識の現れでもあります。

これからの“とちぎ”は、県民一人ひとりやボランティア、NPO、企業、行政などが、それぞれの立場を越え、さらには性別や世代といった垣根にとらわれることなく、連携・協力していく、

県民が協働する社会

としていかなければなりません。

すべての県民が、互いを認め合い、それぞれの個性や能力を持ち寄り、そして協力し支え合うことによって、真に豊かな地域が創られていきます。

3 地域が自立する“とちぎ”

社会のありようは、地域自らが選択し決定できるようにすべきです。

地方分権や規制緩和に代表される改革の動きは、政治・経済分野にとどまらず、住民あるいは地域、企業などが、自らの将来の方向を自らが選択し決定できる社会を目指すものです。折しも、自発的な地域活動が各地で展開されるようになり、「地域のことは地域で解決する」という意識が、広く定着してきています。

これからの“とちぎ”は、地域のあらゆる主体が連携・協力し、主体的に課題を解決していく、

地域が自立する社会

としていかなければなりません。

自立する個人とその相互関係でかたちづくられる自立した地域が、これからの“とちぎ”づくりの原点であり、21世紀に“とちぎ”が飛躍する原動力となります。

第3節 県土の姿・とちぎデザイン

ここでは、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現するための県土づくりの基本方向と、“とちぎ”のデザインを示します。

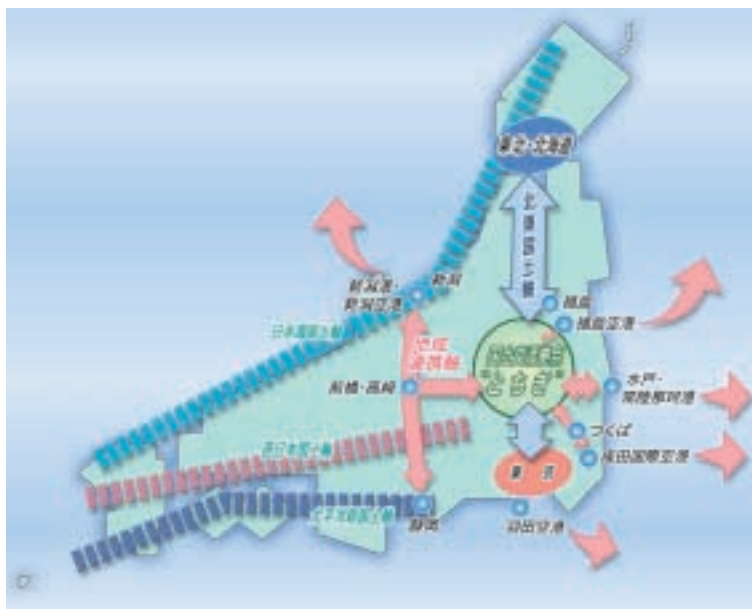
1 県土づくりの基本方向 ―国土交流拠点“とちぎ”―

栃木県は、首都東京に近接し、東北縦貫自動車道や東北新幹線などが東京から本県を貫いて東北地方・北海道までを結び、多様で広域的な交流が行われています。また、首都圏の一翼を担う北関東の各都市を中心とした地域間連携が進められており、今後は、北関東自動車道の整備が進むことにより、この連携が一層強化されることが考えられます。

この恵まれた条件の中で、本県が持つ特色ある地域

資源を活かした県土づくりを行うことにより、様々なスケールでの交流・連携の成果を、県土の発展と県民生活の質的向上に結び付けることが県土づくりの基本方向となります。

そのために、地域間の交流・連携の基盤を強化・活用し、持続可能で自立・安定した地域づくりを進め、国内はもとより世界を視野に入れたあらゆる分野での「国土交流拠点“とちぎ”」を目指していきます。



「国土交流拠点“とちぎ”」の概念図

2 “とちぎ”のデザイン

(1) コリドールネットワークの強化

本県では、交通基盤等を軸に、人、物、情報、技術、産業、文化などが活発に交流し、これらを通して有機的な連携が図られる地域の連なりを“コリドール”と呼び、3つのコリドールと3つのサブコリドールから構成されるネットワークの形成を進めてきました。

このコリドールネットワークの強化・活用により、県内各地域間はもとより、全国や世界との交流・連携が進展します。

(2) 特色ある地域づくりと交流・連携

県土の発展と県民生活の質的向上を図るために、県内各地域が資源を活かした特色ある地域づくりを進め、それぞれの魅力と活力を高めるとともに、機能分担と相互補完による都市的サービスの発展を図り、持続可能で自立・安定した地域社会の形成を目指します。

各地域では、県民やボランティア、NPO、企業、行政などが互いに連携・協力し協働の地域づくりを行う

ことにより真に豊かな地域が実現し、さらに、それぞれの地域同士の交流・連携を進めることにより、単独の地域だけでは得られない新たな魅力や活力を創出することが可能となります。

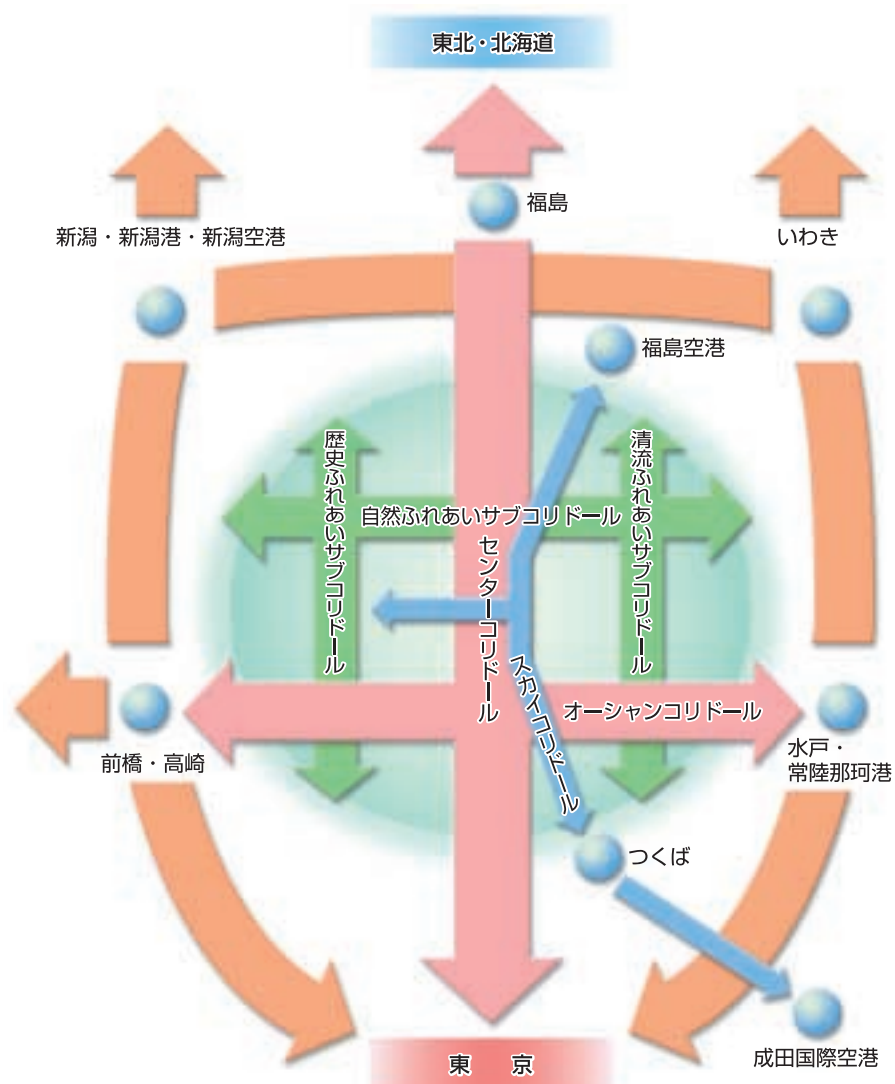
このように特色を活かした地域づくりが重層的に行われ、コリドールネットワークによって県内が縦横に結ばれることで、多彩な“とちぎ”が花開きます。

(3) 広域交流・連携

新たな時代の潮流の中で、経済のグローバル化による国境を越えた地域間競争が激化しており、また、県域を越えた広域的な連携により対応していかなければならない課題なども生じています。

このような流れの中、他県と境を接する県際地域では、隣接県及び関係市町村との連携・協力のもと、生活、産業、文化などの交流が積み重ねられており、今後さらにその連携を深めていきます。

また、コリドールネットワークの強化により、近隣各県との交流・連携のネットワークが形成されてきています。このネットワークを利用し、空港・港湾などの活用や防災面、観光面における連携など、県域を越えた多様な交流・連携を進め、経済活動の一層の活性化や広域的な課題の解決を図り、さらには“とちぎ”の魅力や活力を世界に向けて発信していきます。



コリドールネットワークと県域を越えた交流・連携ネットワーク

第2部

県政の基本方向

第1章 重点テーマ

少子高齢化が進み、人口が減少する時代にあつて、豊かで活力ある社会を築いていくためには、すべての活動の原動力となる「人づくり」が重要です。

こうした考えのもと、ここでは、「県民一人ひとりが主役の“とちぎ”」、「県民が協働する“とちぎ”」、「地域が自立する“とちぎ”」という3つの基本姿勢を踏まえ、中長期的な観点から、政策分野を越えて重点的に取り組んでいくべき3つのテーマを設定しました。

県民の皆さんと一緒にこれら重点テーマに取り組んでいくことで、本県の人と社会のあり方を見直し、将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していきたいと考えています。

1 “とちぎの人間力”を高める

社会構造が大きく変化し、人々のライフスタイルなどが多様化する中で、子ども、大人を問わず、規範意識の低下や人間関係の希薄化が進むとともに、人としての誇りや目標が見失われてきていることが指摘されています。

また、女性や高齢者などが、働く意欲があるにもかかわらず、家庭との両立や固定化した雇用システムの関係などから、能力を十分に活かせる環境にあるとは言えず、近年は、若い世代の勤労観も変化してきています。

こうした人たちが、今後どのように自己実現を図り、生涯にわたってどう社会に関わっていくかが大きな課題となっています。

社会の原動力は人にあり、人のありようが社会のありようを変えていきます。

そのため、すべての県民がそれぞれの持つ個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることによって、一人の人間として自立し、社会の一員として積極的に活動していく“人間力”に満ちた“とちぎ”を築いていきます。

目指すべき“とちぎ”では、すべての人々が、人に対する思いやりや責任感などを持つとともに、生きることの意味を自覚し、将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、社会の構成員としてあらゆる分野で活躍しています。

① 人づくりの基礎となる家庭教育を充実する

家庭が子どもの教育の出発点であるという認識のもと、親が手本となって、心身ともに健康で、規律正しい生活習慣や基本的なマナーを身に付けた子どもを育成できるよう、家庭の教育力の向上を図ります。

② 人間関係をはぐくむ地域の教育力を向上する

子どもが、地域の様々な大人や仲間とふれあい、地域の産業や文化に親しむことによって、自己を高めるための力や他者を思いやる心をはぐくみ、そして、社会の一員としての自覚が持てるよう、地域の教育力を高めます。

③ 生きる力をはぐくむ

学ぶことの楽しさや大切さを理解し、子どものうちから、社会のあらゆることに興味・関心を持ち、自らが考え、判断できる人間を育てるため、子どもの多様な能力をはぐくむ学校教育を充実します。

④ 生涯にわたって学び続けられる環境をつくる

知識だけではなく、創造性や課題解決能力を備え、豊かな心をもって人生を送ることができるよう、いつでもどこでもだれもが、望むときに学べ、そして自己を高めることができる環境づくりを進めます。

⑤ 多様な人材があらゆる場面で活躍できる環境をつくる

女性や高齢者、障害者をはじめ、すべての県民が、年齢や性別等にかかわらず、自己の能力や価値観、ライフスタイルに合わせ、就業の場や地域づくりなどを通して社会に参加でき、そして何度でも再チャレンジできる環境づくりを進めます。

～ 人 間 力 ～

「人間力」という言葉には統一的な定義はありませんが、国の報告書などでは、社会や経済を活性化するためのキーワードとして、しばしば用いられるようになっていきます。

内閣府の「人間力戦略研究会報告書」（平成15年4月）では、人間力を構成する要素として、「知的能力」（基礎学力や専門的な知識、創造力など）や「社会・対人関係力」（コミュニケーション能力や規範意識、他者を尊重し互いに高め合う力など）などを挙げており、こうした能力を総合的にバランス良く高めることが大切であるとしています。

この総合計画では、こうした考え方などを参考にしながら、すべての県民が、人に対する思いやりや責任感などを持つとともに、生きることの意味を自覚し、将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、そして社会の構成員として積極的に参画することができる、いわば「人として生きる力（人間力）」を高めていくことを目指しています。

2

社会全体で子育てを支える

核家族化の進行や価値観の多様化など、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化する中で、家庭や地域の養育力が低下し、また、育児への不安や悩み、負担感を感じる人が増えています。

子どもは、未来を創り出す「社会の宝」です。超高齢社会を目前にして、安定した経済や社会保障制度など、私たちの社会を持続可能なものとしていくためには、次の時代を担う子どもたちを社会全体で育成していく必要があります。

このため、子育ては家庭が第一義的に責任を有するという認識を大切にしつつも、子どもたちを安心して生み育てることができるよう、学校や地域、企業、行政などが、様々な立場から子育てを支える環境づくりを進めます。

目指すべき“とちぎ”は、結婚や子育てに夢を抱き、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子どもたちはもちろん、周りの人々の笑顔と歓声が絶えることのない社会です。

① 地域の人々の支え合いで子どもを育てる

地域における子育て支援を充実し、子育てを家庭のみに負わせるのではなく、子どもも親も地域において暖かく見守り支えられる環境づくりを進めます。

② 子育てしやすい職場をつくる

家庭生活と職場との適正なバランスを保ち、働く親がゆとりをもって子育てができるよう、企業等における就業・雇用環境づくりを進めます。

③ 充実した子育て支援体制をつくる

子育てに関する負担感や不安感を解消し、子どもを安心して生み育てられる体制を充実します。

急速な都市化や工業化に伴い、地域の個性ある風物や文化などが失われるとともに、経済の低迷や人々のライフスタイルの変化、人間関係の希薄化によるコミュニティの衰退などによって、地域の魅力や活力が失われつつあります。

一方では、子育てや福祉、まちづくりなどの生活に身近な問題について、住民自らで解決しようとする動きが広がりを見せています。

そのような中であって、三位一体の改革や市町村合併をきっかけとして、地域のことは地域で決めるという自主・自立の地域づくりが求められるようになっていきます。

このため、住民自らが創意工夫を発揮して、それぞれの地域が持つ資源や潜在力、可能性を活かすとともに、新たな活力を創造する個性あふれる地域を築いていきます。そして、こうした地域が交流・連携し、さらに輝きを放つことによって、住む人にも訪れる人にも魅力ある“とちぎ”を築いていきます。

目指すべき“とちぎ”では、それぞれの地域で、個性あふれるさまざまな活動が展開され、人々が日々の生活を楽しんでいます。

① 地域の魅力を活かす

歴史・文化や自然環境など地域の魅力を構成する資源を一人ひとりが改めて見つめ直し、その活用を図ることで、心地よい生活空間を築くとともに、全国や世界へ積極的に情報発信し交流を進めます。

② 地域の新たな活力を生み出す

それぞれの地域が持つ潜在力や発展可能性を最大限に引き出すための、住民の創意工夫による地域づくりを支援することにより、失われてきたコミュニティを再生するとともに、地域の新たな活力を創造します。

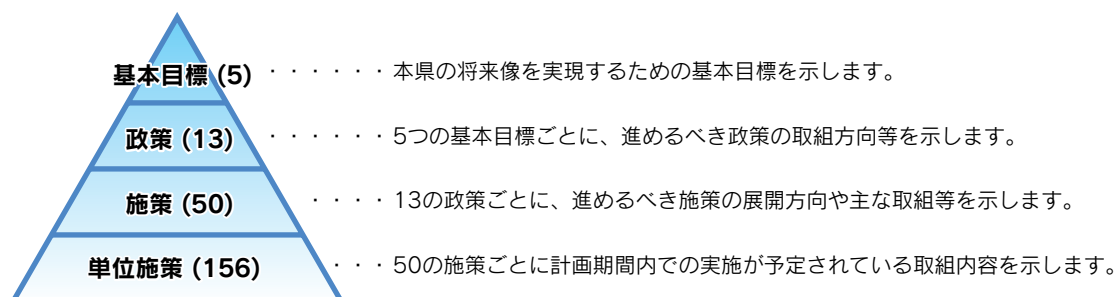
③ 笑顔あふれる“とちぎ”を築く

誇りをもって未来に引き継いでいける郷土“とちぎ”となるよう、個性あふれる県内各地域の連携や交流を促進し、みんなの笑顔あふれる“とちぎ”を築いていきます。

第2章 基本政策

第1部で示した“とちぎ”づくりの基本姿勢のもと、本県の将来像である「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」を実現していくために、時代の潮流や本県の将来展望・発展可能性を踏まえ、県民生活を支える5つの視点から捉えた、私たちの目指す基本目標を設定します。

基本政策では、この5つの基本目標のもと展開される政策の目標及び施策ごとの目標や主な取組、目標達成のために期待される主な主体の役割等を示します。



(※概要版では一部省略しています。)

各施策の読み方

① 県民の皆さんとともに目指す施策の目標を明らかにしています。

② 施策の目標を実現するために、計画期間内に重点的に取り組む特徴ある取組を、各单位施策(青字)ごとに○印で示しています。

③ 施策の展開を具体的に表すイメージ写真やイラスト等を掲載しています。

政策11 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する

【目標】 持てる能力や個性を最大限に発揮して、次の時代を切り拓くことができる、自ら学び考える力を身に付けた、心身ともに健全で自立した青少年を育成する。

III 学ぶ力をはぐくむ教育の充実

【施策の目標】 児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、学ぶ意欲や思考力・判断力、自ら課題を解決する能力を育成できる環境を整備します。

基礎的・基本的な学力の向上

- 少人数学級の推進
- 補足的な学習や発展的な学習の推進
- 家庭学習の習慣化の推進

特別支援教育の充実

- 発達障害児の支援のための体制整備
- 養護学校の機能強化検討

教員の資質向上と適正配置

- 教員の初任者研修などの研修の充実
- 適正な教員評価の実施

学校施設・設備の充実

- 県立学校の耐震化を含めた計画的な改修



主 体	期待される主な主体の役割
家 庭	○学校教育と連携した家庭での学習環境の充実
県民・地域	○講師等としての協力
学 校	○一人ひとりの学習状況に応じた指導の充実 ○わかりやすい授業の提供 ○家庭や地域との連携強化
県・市町村	○個に応じた指導を充実するための教員の適正配置 ○教員の資質向上のための研修等の充実 ○学習しやすい学校施設環境の整備

④ 施策の目標を達成するため県民の皆さんや企業など様々な主体に期待される役割や行動を示しています。

⑤ 文章中で「※」を付記した用語は、巻末に解説を掲載しています。

『とちぎ元気プラン』政策体系

将来像

基本目標

政 策

施 策

活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”



基本目標 1

知恵にあふれ心豊かな人づくり

〔教育・文化〕

「人」はすべての活動の源泉であり、地域の活力そのものです。

県民一人ひとりが、それぞれ持てる個性や能力を伸びやかに発揮し、いきいきと活動できる環境をつくることで、地域の豊かさの源となり、そこから個性豊かな文化が息づく、心にぎわう魅力的な郷土が生まれます。

また、知識や学力だけではなく、創造性や積極性、協調性を備えた多様な人材を育成していくことで、これからの知恵の時代における夢と希望の実現を図っていきます。

政策の体系

政策
11

**多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい
青少年を育成する**



政策
12

**生きがいとうるおいに満ちた人生を
実現する**



政策11 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する

- 【目標】 持てる能力や個性を最大限に発揮して、次の時代を切り拓くことができる、自ら学び考える力を身に付けた、心身ともに健全で自立した青少年を育成する。

111 学ぶ力をはぐくむ教育の充実

- 【施策の目標】 児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、学ぶ意欲や思考力・判断力、自ら課題を解決する能力を育成できる環境を整備します。

基礎的・基本的な学力の向上

- 少人数学級の推進
- 補充的な学習や発展的な学習の推進
- 家庭学習の習慣化の推進

特別支援教育の充実

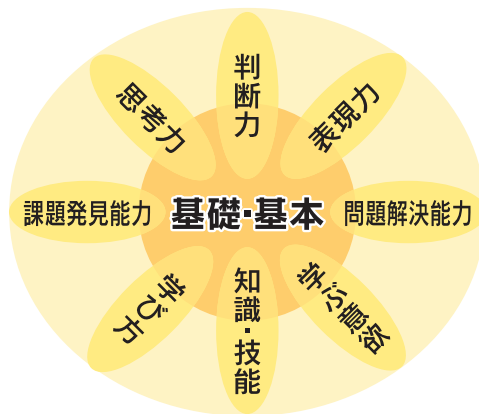
- 発達障害児の支援のための体制整備
- 養護学校の機能強化検討

教員の資質向上と適正配置

- 教員の初任者研修などの研修の充実
- 適正な教員評価の実施

学校施設・設備の充実

- 県立学校の耐震化を含めた計画的な改修



基礎的・基本的な学力を構成する概念図

主 体	期待される主な主体の役割
家 庭	○学校教育と連携した家庭での学習環境の充実
県民・地域	○講師等としての協力
学 校	○一人ひとりの学習状況に応じた指導の充実 ○わかりやすい授業の提供 ○家庭や地域との連携強化
県・市町村	○個に応じた指導を充実するための教員の適正配置 ○教員の資質向上のための研修等の充実 ○学習しやすい学校施設環境の整備

112 心の教育の推進

- 【施策の目標】 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識や倫理観などの、子ども一人ひとりの豊かな人間性をはぐくみます。

道徳教育の充実

- 心に響く読書教材の活用などによる道徳教育の充実

児童生徒への指導・援助の充実

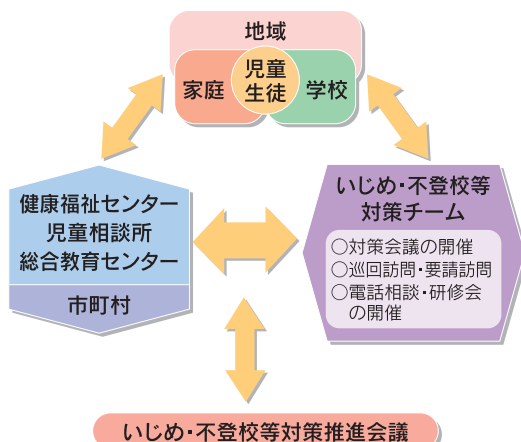
- 「いじめ・不登校対策チーム」による学校支援の充実

- スクールカウンセラー*などによる教育相談体制の充実

体験活動の充実

- 小・中・高を通じた体系的な体験活動の充実

いじめの根絶と不登校への適切な対応



主 体	期待される主な主体の役割
家 庭	○基本的な生活習慣や社会における規範意識の育成 ○地域や学校行事への積極的な参加
県民・地域	○自治会や地域での子どもを対象とした行事や活動の展開 ○子どもたちへのあいさつや声かけの実施 ○体験学習の場の提供
学 校	○心に響く読書教材の活用などによる道徳教育の推進 ○問題行動等の未然防止と早期発見・早期解消 ○学校や地域の状況に応じた体験活動の実施
県・市町村	○道徳教育に関する資料集や手引書の作成 ○いじめ・不登校等対策チームの活動強化 ○小・中・高を通じた体系的な体験活動の充実

113 健康な体づくりと学校安全教育の充実

【施策の目標】 児童生徒の健康増進と体力・運動能力の向上を推進するとともに、学校安全教育の充実を図ります。

健康教育の充実

- 食に関する指導の充実
- 発達段階に応じた性教育の推進

体力の向上

- 発達段階に応じた体力向上策の推進

学校安全教育の充実

- 地域と連携した防犯・防災体制の確保



学校給食の風景

主 体	期待される主な主体の役割
家 庭	○家族がそろった食事の励行 ○運動・栄養・休養の調和のとれた生活習慣の確立
県民・地域	○安全・安心な食材の提供 ○運動部活動への指導者としての支援 ○地域防犯活動等の実施
学 校	○食や体力向上に関する指導の充実 ○犯罪被害防止や交通安全のための指導の充実
県・市町村	○食に関する指針等の作成 ○性に関する専門医等の学校への派遣 ○運動部への外部指導者の派遣

114 個性を生かす特色ある教育の充実

【施策の目標】 多様な学習ニーズに対応できる特色ある教育を推進します。

国際化・情報化等社会の変化に対応した教育の充実

- 外国語指導助手等の配置の充実
- 情報教育担当教員の養成

キャリア教育と産業教育の充実

- 勤労観・職業観を育成する学習プログラムの開発、普及
- インターンシップ*推進事業の拡充
- 科学技術高校の整備

魅力と活力ある県立学校づくり

- 中高一貫教育校や総合選択制高校等の設置推進
- 県立高等学校再編後期実行計画*の策定

地域の教育力を活かした学校づくり

- 学校評価の充実
- 学校評議員制度の充実

私学教育の充実

- 特色ある教育の充実支援
- 教育機能の地域開放

大学等における高等教育の充実



フレックス・ハイスクール* (学悠館高校)

主 体	期待される主な主体の役割
家 庭 地 域	○学校評価への参加
学 校	○国際化・情報化等に対応した教育の充実 ○優れた技術や知識習得のための民間講師の活用 ○職場体験活動の充実
企 業	○職場体験の受入れ ○専門的な知識の提供
県・市町村	○新しいタイプの学校づくり ○学校評価制度等の充実による開かれた学校づくり

115 自立した青少年の育成

【施策の目標】 家庭、学校、職場、地域など県民総ぐるみで主体的に行動できる自立した青少年を育成します。

県民総ぐるみ運動の推進

○家庭や地域での教育力の活性化事業の展開

家庭教育支援の充実

地域教育機能の充実

人材育成の充実

○青少年教育施設の統廃合による新しいタイプの青少年教育施設の整備検討



「とちぎ心のルネッサンス」運動*推進県民大会

主 体	期待される主な主体の役割
家 庭	○親子の対話の励行 ○基本的な生活習慣や社会における規範意識の育成
地 域 学 校	○自治会や学校での行事や啓発活動の実施 ○家庭教育オピニオンリーダーによる家庭教育支援
NPO 企 業	○「とちぎ心のルネッサンス」運動への参加
県・市町村	○「とちぎ心のルネッサンス」運動の推進 ○家庭教育を支える人づくりの推進 ○青少年リーダーの育成と青少年教育施設等での体験活動の充実

116 青少年を取り巻く環境の整備

【施策の目標】 青少年を健全に育成できる良好な環境を整備します。

非行防止対策の推進

社会環境浄化活動の推進

○ビデオ・雑誌自販機及び関係事業所等への広域的な立入調査の実施



薬物乱用防止教室（薬物乱用防止広報車「きらきら号」）の開催

主 体	期待される主な主体の役割
県民・地域	○PTAや地域における声かけ運動の実施 ○地域内の環境浄化活動の実施
学 校	○問題行動等の未然防止と早期発見・早期解消 ○薬物乱用防止教室の開催
ボランティア	○啓発活動や補導活動 ○有害情報の排除
県・市町村	○非行防止の啓発活動や補導活動の充実 ○指導相談機関の連携強化と相談機能の充実 ○立入調査の実施

政策12 生きがいとうるおいに満ちた人生を実現する

【目標】

生涯にわたり生きがいを持って生活ができ、豊かな心で“とちぎ”の文化を守り創造し、そして継承できる社会を実現する。

121 生涯学習の推進

【施策の目標】

県民一人ひとりが、生涯を通じて多様な学習機会を享受できる環境を整えるとともに、学んだ成果を活用できる体制を整備します。

生涯学習の推進体制の充実

多様な生涯学習活動の支援

- 学んだ成果を活かしたボランティア活動等への支援
- 社会教育主事有資格者、女性教育指導者等の養成



生涯学習講座

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○生涯学習活動の実践 ○学習成果を活かした地域活動への参加
ボランティア NPO	○学習成果活用のための環境づくり
学 校	○学習の場としての学校の開放 ○地域住民との連携
企 業	○自己開発のための学習機会の充実
県・市町村	○とちぎ県民カレッジの開催 ○社会教育施設の充実 ○学習成果活用講座の充実

122 県民文化の振興

【施策の目標】

多くの県民が身近に文化に親しむことができる環境づくりを進め、うるおいに満ちた暮らしと地域社会の実現につながる文化の振興を図ります。

多彩な文化活動の促進

- 県総合文化センターを中心とした文化事業の充実
- 文化芸術振興のための基本条例制定の検討
- 県立美術館のリニューアル

文化財の保存・活用

- 文化的遺産の調査及び国・県指定等文化財の保存・活用等への支援
- 杉並木保護用地の公有化とモデル的活用事業の推進



コンセール・マロニエ21入賞者による学校訪問演奏会

主 体	期待される主な主体の役割
県民・地域	○文化芸術活動等の積極的な実践 ○地域の文化や郷土芸能の保存・伝承
NPO ボランティア	○文化施設の運営への参加 ○文化ボランティア活動のリード・実践
企 業	○メセナ活動等(芸術文化活動への支援)
県・市町村	○県民の芸術文化活動への支援 ○美術館、博物館等文化施設の充実 ○文化財の指定、保存・活用等への支援

【施策の目標】 県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、トップレベルの競技者を育成する指導体制の充実を図ります。

生涯スポーツ活動の推進

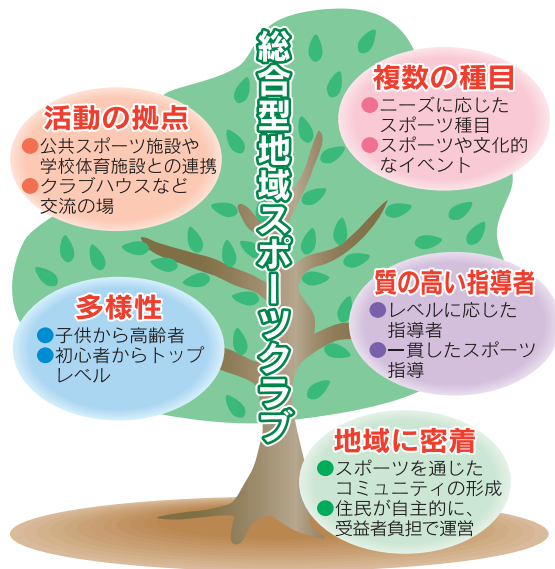
- 広域スポーツセンター機能*の充実
- 「栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」*の充実

競技スポーツレベルの向上

- 各競技の一貫指導マニュアルの作成

公共スポーツ施設の整備促進

- 県体育館の移転によるスポーツ拠点施設の整備検討



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○ひとり1スポーツの実践 ○地域のスポーツ大会やレクリエーションへの積極的な参加 ○総合型地域スポーツクラブへの積極的な参加
NPO ボランティア	○総合型地域スポーツクラブの運営 ○各種スポーツイベントの実施
企 業	○地域スポーツ活動への支援・協力 ○企業スポーツ選手の育成
県・市町村	○総合型地域スポーツクラブの設立及びクラブマネージャーの養成 ○競技別選手強化体制及び指導者の充実 ○公共スポーツ施設の整備

基本目標 2

いのちをやさしく見守る社会づくり

〔人権・保健・医療・福祉〕

すべての「いのち」が輝く健やかな社会をつくっていくことが、私たちの願いです。

少子高齢化が急速に進行する中、地域のだれもが心身ともに健康で暮らせ、安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障害者が生きがいを持って暮らせる社会をつくっていくことがますます重要になります。

そうした環境を実現するために、家庭、地域、職場など、毎日の暮らしの中で、人と人が認め合い、絆を大切に、互いが手をさしのべ支え合えるような社会づくりを進めていきます。

政策の体系

政策
21

**一人ひとりを尊重し、
共に参画する社会を築く**



政策
22

**互いに支え合い、共に生きる
あたたかな福祉社会を築く**



政策
23

健やかで安心な生活を守る



政策21 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

【目標】

県民一人ひとりが個々の人権を尊重し、社会の一員として責任を分かち合いながら、あらゆる分野に共に参画できる社会を実現します。

211

人権尊重の社会づくり

【施策の目標】

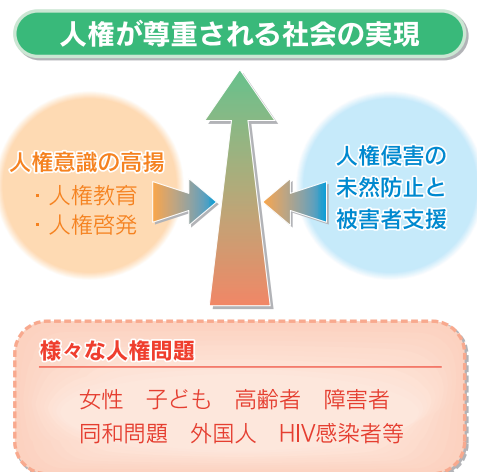
県民一人ひとりの人権意識の高揚が図られ、不当な差別や虐待などの人権が侵害されることのない社会を実現します。

人権意識の高揚

- 人権教育及び人権啓発に関する情報のデータベース化と提供

人権侵害の未然防止と被害者支援

- 人権侵害に関する相談機関の充実及び虐待防止ネットワークづくりの支援



主 体	期待される主な主体の役割
県 民 家 庭	○相互の人権尊重 ○研修会やイベント等への参加
ボランティア NPO	○人権啓発の実施 ○人権侵害に関する相談・支援
学 校	○児童・生徒に対する人権教育の実施 ○教職員の研修の充実
企 業	○従業員に対する啓発 ○研修会やイベント等への参加
県・市町村	○人権教育及び人権啓発の実施 ○人権侵害に関する相談・支援

212

男女共同参画社会の実現

【施策の目標】

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を発揮することのできる社会を実現します。

男女共同参画社会実現のための基盤づくり

- 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- 男女共同参画の取組についての事業所の理解促進

- 女性自立支援センター（仮称）の整備
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画に基づく取組の推進

女性がいきいきと参画できる環境づくり

- 女性の人材育成と様々な分野への参画の促進

男女が共に輝く社会づくり

- 家庭・就業における男女共同参画の環境整備促進



主 体	期待される主な主体の役割
県 民 家 庭	○男女共同参画意識の向上 ○家事、育児、介護等に関する男女の相互協力
地域 ボランティア NPO	○性別役割分担意識に基づく慣行・慣習の見直し ○男女共同参画によるまちづくり
学 校	○男女の平等を推進する教育・学習の充実 ○性別にとらわれない進路等、多様な選択を可能にする教育機会の充実
企 業	○雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 ○女性が能力を発揮し、働きやすい環境づくり ○仕事と家庭の両立支援のための環境づくり
県・市町村	○男女共同参画意識の普及啓発 ○政策・方針決定過程への女性の参画促進 ○男女共同参画に向けた相談支援

政策22 互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

【目標】

すべての県民が家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることができるよう、互いに支え合い、共に生きる福祉社会を実現します。

221

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

【施策の目標】

子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを健やかに生み育てられる社会環境を整備します。

地域における子育て支援

- 地域の子育て支援拠点や放課後児童クラブの設置の促進
- 県民のニーズに応じた多様な保育サービスの充実

保護を必要とする子育て家庭等への支援

- 被虐待児の心のケアを図る心理療育施設の設置促進
- 児童相談所等の体制強化及び市町村等関係機関との連携の強化

母子保健医療対策の充実

- 子どもに対する医療費助成の充実
- 不妊や不妊治療に関する相談・支援の実施
- 母子の健康を確保する健康診査、健康相談等の充実
- 思春期教室の実施や思春期ピアカウンセリング*事業の充実

職業生活と家庭生活の両立の推進



元気に遊ぶ子どもたち

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○家庭の協力による育児の実践 ○親から子へ家庭の素晴らしさや子育ての喜びの伝達
地域ボランティアNPO	○地域住民や民間団体などによる子育ての相互援助体制の充実 ○保育所や幼稚園などが持つ子育て支援機能の地域への開放 ○児童虐待の未然防止と被虐待児童の支援
企 業	○従業員が育児休業を取得しやすい環境づくり ○出産や育児などで退職した女性が再就職しやすい環境づくり
県・市町村	○保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実 ○児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応と被虐待児童の保護・支援 ○母子保健医療体制の充実

222

高齢者の自立支援と生きがいの推進

【施策の目標】

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持ち、自立して暮らしていける環境づくりを進めます。

生きがいの推進

- シルバー大学校における地域活動推進者の養成
- 高齢者の生きがいと健康づくりなどを図る文化・スポーツイベントの開催

総合的な介護予防システムの確立

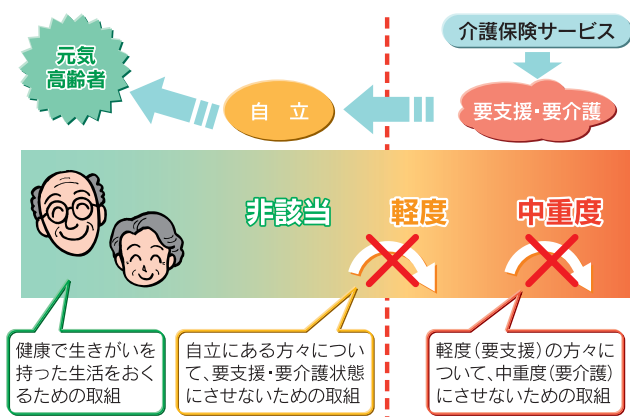
- 要支援者を対象とした新予防給付の促進
- 要支援、要介護となるおそれの高い高齢者を対象とした地域支援事業の促進

- 生活援助員を配置したシルバーハウジング等の整備促進
- 地域包括支援センター*の整備促進

介護サービスの充実

- 地域密着型サービス*の普及・定着の促進
- 利用者の事業者選択に資する介護サービス情報の公表の促進
- 認知症対策の充実
- 高齢者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応の仕組みづくりの促進

介護予防を重視した施策展開



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○高齢者との世代間交流への参加 ○自発的、積極的な介護予防の実践
地域ボランティアNPO	○ひとり暮らし高齢者の見守り ○高齢者が参加できる地域活動の機会づくり
事業者	○質の高い介護サービスの提供 ○利用者が選択できる介護サービスに関する情報の提供
県・市町村	○新予防給付や地域支援事業による介護予防対策の推進 ○地域密着型サービス等の供給基盤の整備 ○社会活動への参加促進

【施策の目標】

すべての障害者が、身近な地域で必要なサービスを自分の意思で選択することができ、働くことを含めその人らしく自立して暮らし、積極的に社会活動にも参加できる環境づくりを進めます。

障害者の自立の促進

- 発達障害者支援体制の充実
- 障害者施設の相互利用等の促進
- 県北・県南地域におけるリハビリテーション拠点施設の整備促進

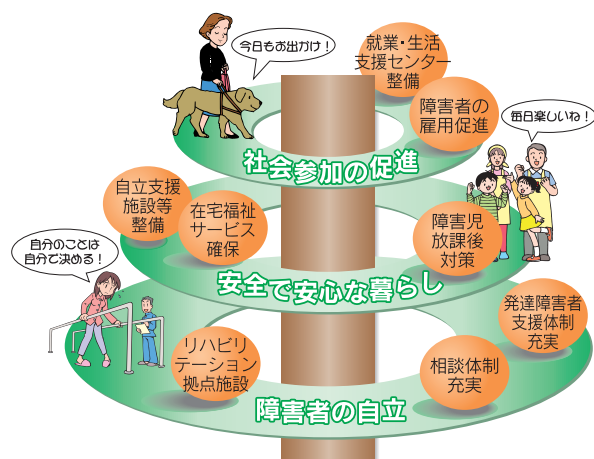
障害者の安全で安心な暮らしの実現

- 就労支援などを行う障害者の自立支援施設等の整備促進

- 在宅福祉サービスなど生活の継続に必要な支援体制の確保
- 障害児放課後対策の促進

障害者の社会参加の促進

- 障害者就業・生活支援センターの整備促進
- 労働関係機関との連携による障害者雇用の促進



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○障害者との交流行事への参加 ○障害者の自発的な社会参加
地域ボランティア NPO	○障害者が参加できる地域活動の機会づくり ○障害者が安心して生活できる環境づくり
事業者	○サービスの質の向上 ○利用者が選択できる福祉サービス情報の提供 ○施設の地域への開放
県・市町村	○地域での生活を支える在宅サービスやグループホームの充実 ○自己決定・自己選択を支える相談支援体制の充実

【施策の目標】

住み慣れた地域社会において県民誰もが安心して生活できるよう、地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりを進めます。

総合的な保健・福祉サービス提供体制の整備充実

- 健康危機管理*体制の充実
- 福祉サービス第三者評価制度・介護サービス情報の公表制度の普及促進
- 地域福祉権利擁護事業*、成年後見制度*の利用促進

社会福祉活動への県民参加の促進

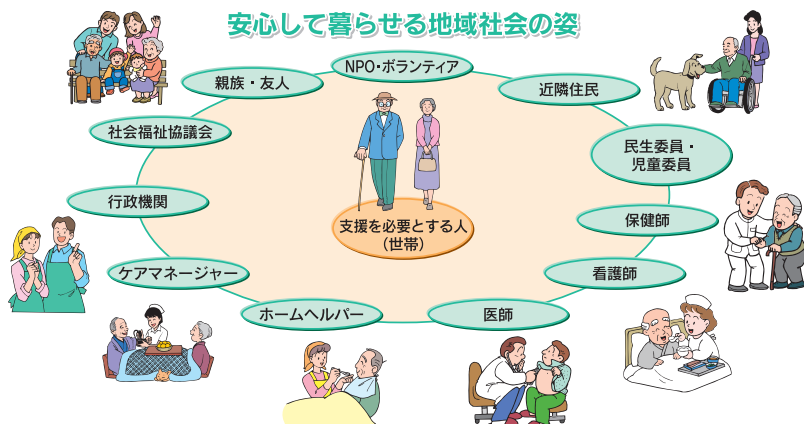
- ボランティアコーディネーターの配置支援、リーダー等養成研修の実施

ひとにやさしいまちづくりの推進

- ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共施設の整備促進
- 県・市町村・事業者・県民が連携した普及啓発

保健・医療・福祉を支える人材の育成

- 看護師等養成所などへの支援・指導
- 福祉人材・研修センターやナースセンターによる就労の斡旋・相談・普及啓発の推進
- 健康づくりセンターや福祉人材・研修センターによる体系的な研修の推進



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○福祉への理解と地域福祉活動への積極的参加 ○高齢者・障害者等すべての人の社会的自立に対する理解
NPO ボランティア	○相互援助による地域の福祉課題への対応
事業者	○質の高い福祉サービスの提供 ○情報提供と地域との連携 ○建築物等のバリアフリー化の推進
県・市町村	○市町村による地域福祉計画の策定及び県による策定の支援 ○地域住民・NPO等による福祉活動に対する人材育成等の支援 ○健康危機管理体制の充実

政策23 健やかで安心な生活を守る

【目標】 すべての県民が健康で生き生きと暮らし、安心して快適に生活できる社会を実現します。

231 健康づくりと疾病予防対策の推進

【施策の目標】 乳幼児から高齢者まで、県民一人ひとりが健やかな生活を送れるよう、健康づくり運動と疾病予防対策を推進します。

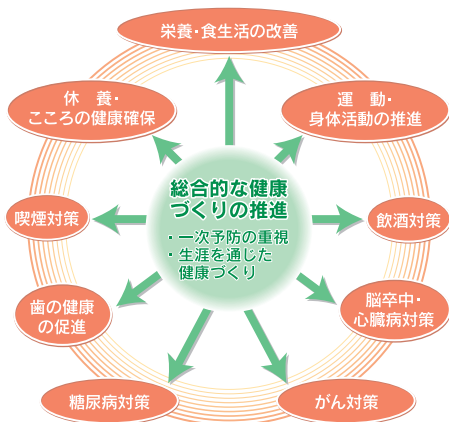
健康づくりの推進

- 一次予防重視の生涯健康づくりの推進
- 生活習慣病改善のための調査分析及び普及啓発
- 予防、早期発見・治療等の体系的ながん総合対策の推進
- 健診未受診者・未治療者・医療中断者の指導強化などの糖尿病対策の推進

○予防から療養に至る総合的な脳卒中对策の推進

疾病予防対策の推進

- 結核予防対策の推進
- 動物由来感染症対応体制の整備
- 若年層を対象とした性感染症予防対策の推進



主 体	期待される主な主体の役割
県 民 庭	○健康づくりに対する正しい理解と実践 ○定期的な健康診断の受診 ○衛生的生活環境の保持、確実な予防接種の受診
地 域	○住民団体や自治会等による住民相互、地域ぐるみの健康づくりへの取組
学校・職場・企業等	○学校や職場での健康診断、健康教育、健康相談の実施や運動実践 ○食料や健康関連産業の事業者による健康づくりの推進
県・市町村	○食生活や運動などの生活習慣改善による健康づくりの推進 ○脳卒中等などの生活習慣病予防対策の推進 ○感染症の発生予防、まん延防止、情報提供、啓発活動の実施

232 安心して良質な医療の確保

【施策の目標】 多様化・高度化する医療需要に的確に対応し、すべての県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。

良質で適切な地域医療の充実

- 子ども医療センターの運営の支援
- 公的病院等における小児科、産科、内科の医師確保への支援
- がんセンターと地域の医療機関との連携推進による高度専門医療の充実
- かかりつけ医の普及定着

救急医療体制の充実

- 関係機関との連携による小児救急医療体制の未整備地域の解消
- 救急医療体制における初期、二次、三次の機能分化の促進
- 救急現場から医療機関へ搬送されるまでの救護体制の充実

感染症・難病・精神医療対策の充実

- 新興感染症等対応医療機関の確保
- 難病患者の居宅生活支援事業の促進

○予防・治療から社会復帰までを支援する総合的な精神障害者対策の推進

血液の確保と移植医療対策の推進

- 400ml献血などの効果的な広報啓発
- 院内移植コーディネーターの設置促進

医薬品などの有効性と安全性の確保

- 医薬品等取扱施設に対する計画的・効果的な監視指導の実施

国民健康保険制度の安定的運営の確保と医療費の適正化推進

- 市町村に対する国民健康保険財政安定化のための支援
- 医療費の適正化推進のための助言・支援



自治医科大学とちぎ子ども医療センター
(完成予想図)



獨協医科大学とちぎ子ども医療センター

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○症状に応じたかかりつけ医などの医療機関の利用 ○献血への協力 ○臓器移植に対する理解と協力
医療機関	○医療機関相互の連携による効率的な医療の提供 ○安全で質の高い医療の提供
県・市町村	○質の高い医療供給体制の整備 ○小児科、産科等医師確保の支援 ○初期、二次、三次救急体制の充実

【施策の目標】 県民が安心して快適な生活ができるよう、食品関係業者等による自主管理などを促進し、食品の安全や衛生的な生活環境の確保を図ります。

食品の安全性確保の推進

- とちぎハサップ*に基づく食品営業施設等の認証の推進及び認証施設等の情報提供
- 食品営業施設等における監視指導の計画的実施
- JAS法など関係法令に基づく適正な表示の監視指導

生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上

- 生活衛生関係業者に対する指導及び施設への監視指導の実施
- 住居衛生に関する相談業務の実施

動物の適正飼養の推進

- 動物愛護指導センターにおける動物の正しい飼育等に関する普及啓発事業の実施
- 動物取扱業者への指導の実施

安全で快適な生活

快適な生活環境

- 理・美容所、旅館等の衛生の保持と健全な経営
- ビル等の衛生管理

理美容事業者

クリーニング事業者

旅館事業者

ビル事業者

経営特別相談員

安全で安心な食品

- 食品関連事業者の自主的衛生管理(とちぎハサップ)
- 食品等の検査
- 食品取扱施設の監視指導
- 適正な食品表示の実施指導
- 消費者への情報提供と意見交換

食品関連事業者

食品衛生推進員

食品衛生指導員

食生活改善推進員

食品表示ウォッチャー

動物との共存

- 犬の登録・予防接種の実施
- 動物愛護の普及
- 危険動物の適正管理
- 動物取扱業者への指導

動物取扱業者

動物管理指導員

動物愛護推進員

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○食品の安全性や生活衛生に対する正しい理解 ○動物の正しい飼育
ボランティア	○食品表示等に関する情報収集と提供
事業者	○適正な食品表示や食品の安全性に関する情報提供 ○とちぎハサップに基づく自主衛生管理の実施 ○営業施設の衛生水準の確保
県・市町村	○食品の安全性に関する情報提供や普及啓発 ○とちぎハサップの導入促進や生活衛生施策の総合推進

基本目標 3

確かな技術と創造性に富む産業づくり

〔農林・商工サービス・労働〕

豊かな生活は、創造性あふれる「産業」の発展に支えられています。

本県の恵まれた立地特性を最大限に活かし、生産の振興と高度な流通・サービスを展開するとともに、これまで蓄積されてきた産業集積や人的資源を活かし、豊かな知恵と絶えざる創意を織り込みながら、新たな技術やノウハウ、そして新しい付加価値を創造することで、本県産業の持続的発展を可能にしていけます。

また、産業構造の変化や企業ニーズの多様化に対応し、安定した雇用の確保や産業人材の育成を図っていきます。

政策の体系

政策
31

魅力ある農林業を確立する



政策
32

知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る



政策31 魅力ある農林業を確立する

【目標】

首都圏に位置する地理的優位性を最大限に発揮し、収益性が高く、産地間競争にも打ち勝つ農林業を確立するとともに、県内外の多くの消費者に信頼される農産物や県産材を供給します。

311 多様なニーズに対応できる強い農業の確立

【施策の目標】

消費者や食品産業などの多様なニーズに対応できる、生産性が高く競争力のある農業を確立します。

需要対応力の高い園芸産地の育成

- 業務・加工需要への対応力強化をめざした産地改革の推進
- 食品産業等との連携による野菜産地の活性化

水田農業生産構造の改革推進

- 大規模農家や営農集団が中心となった生産構造の実現
- 実需者*と産地が結びついた米、麦、大豆の契約取引の促進

畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進

- 水田を利用した自給飼料の増産による飼料自給率の向上

多彩な地域特産物等の生産振興

- 生産技術の向上による低コスト化
- 加工等による高付加価値化の促進

とちぎブランド農産物の多様な流通の促進

農産物の安全・安心対策の推進

- GAP*に取り組むモデル産地の育成

～農業生産を伸ばすには～

～施策の方向～

産地として
「作ったモノを売るProduct out」から「求められるモノを作るMarket in」へ体質を改革する。

高品質・低コスト等を追求した生産流通技術の高度化
新たな価値を創造し、需要を創出する。

産業として

安全・品質に対する信頼性向上

産地の需要対応力強化

他産業との新たな連携促進

新たなアグリビジネス

競争力の強い農業

地域経済の発展

消費・需要の拡大

主 体	期待される主な主体の役割
農業者・農協	○質が高く安全な農産物の生産 ○消費者に対する農産物情報の提供 ○農業者が行う生産性向上の取組に対する支援
県 民	○農業への正しい理解
食品産業等	○県産農産物の積極的な利用 ○食品の安全性の確保や流通の円滑化 ○食品内容の適正な表示
県・市町村	○農業者が行う生産性向上や安全な農産物づくりへの支援 ○消費者に対する農業・農産物に関する情報の提供

312 農業を支える基盤づくり

【施策の目標】

優れた担い手の育成をはじめ、生産基盤の整備や新品種・新技術の開発普及など本県の農業を支える基盤づくりを進めます。

経営感覚に優れた担い手の育成

- 品目横断的経営安定対策*に対応した担い手の育成

多様な人材等の確保

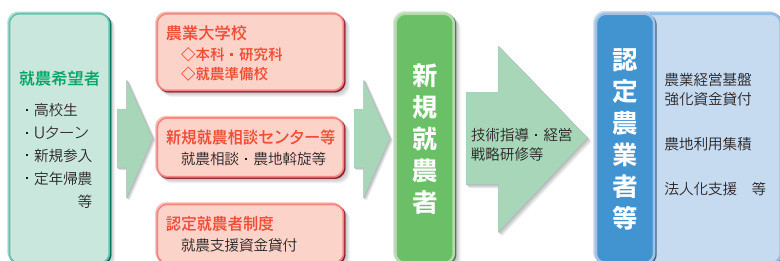
- 就農準備校の開設

生産性向上に向けた農業生産基盤整備

- 担い手への農地利用集積と一体となった生産基盤の整備

新品種・新技術の開発普及

- 試験研究機関の総合化
- 農産物知的財産権センターの設置



主 体	期待される主な主体の役割
農業者	○農地の有効利用 ○経営改善への取組 ○地域の新規就農者への支援
県 民	○農業・農村に対する理解 ○農地保全活動への参加
農協等	○農業者の経営や技術向上のための支援 ○優良農地の維持管理や斡旋
県・市町村	○農業者の経営改善指導や新品種・新技術の開発普及 ○は場整備計画の策定と工事施行 ○就農希望者への情報提供や研修機会の提供

313 人と環境にやさしい農業の展開

【施策の目標】 食育や地産地消の推進を通して人と農業との結びつきを高めるとともに、環境保全を重視した農業生産を進め、人と環境にやさしい農業を展開します。

食育・地産地消の推進

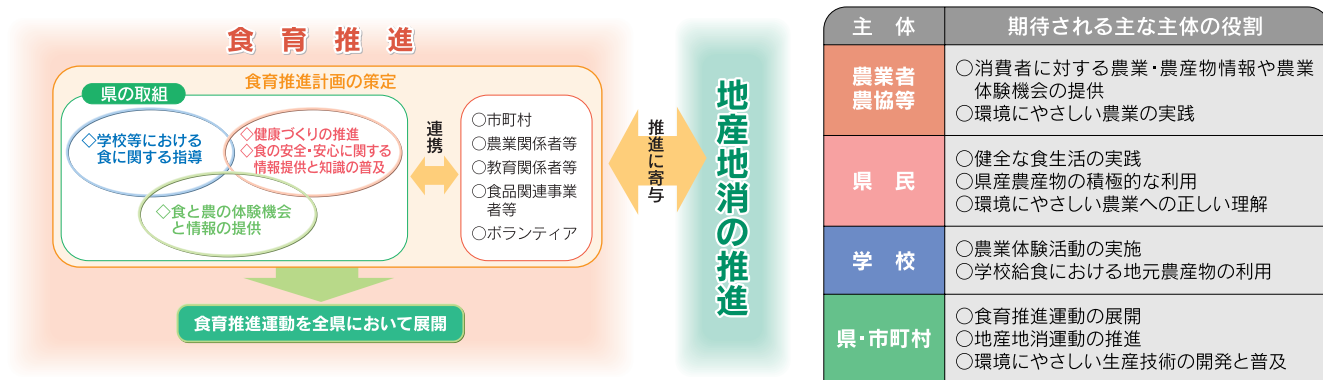
- 食育推進計画の策定
- 食育に携わるボランティアの活動促進

環境と調和のとれた農業生産の推進

- 各種防除技術を組み合わせた総合的な病害虫・雑草管理の普及

堆肥等資源の有効活用

- 耕畜連携による堆肥利活用*のシステムづくり



314 活力ある林業・木材産業の振興

【施策の目標】 森林資源の循環利用を推進し、活力ある林業・木材産業を確立します。

森林資源の充実と循環利用を支える人とシステムづくり

- 森林施業の集約化等の促進

低コスト林業の基盤づくり

県産材の安定供給と利用拡大

- 県産材利用住宅の建設促進



主 体	期待される主な主体の役割
森林所有者 森林組合	○良質な木材の生産 ○適切な森林の管理 ○優れた林業担い手の確保・育成 ○林業生産基盤の整備
県 民	○森林づくり活動への積極的参加 ○積極的な県産材の利用
木材事業者	○高品質な県産材の安定的供給 ○積極的な県産材の活用
県・市町村	○森林機能や木材の良さにふれることができる機会等の提供 ○森林所有者への技術的指導や経営支援 ○公共施設における県産材の積極的利用 ○林業生産基盤の整備の支援

政策32 知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る

【目標】 豊かな産業集積や知的財産などを活用し、創造性ある産業を一層振興するとともに、安定した雇用の確保を図ります。

321 地域経済を牽引する産業の振興

【施策の目標】 県内中小企業の競争力の強化と本県産業の高度化を図ります。

創業の促進

- とちぎベンチャーサポートプラネット21*による総合的な支援体制の強化
- 創業や新分野展開のための相談機能の充実や資金調達環境の改善

技術や経営に優れた企業の創出

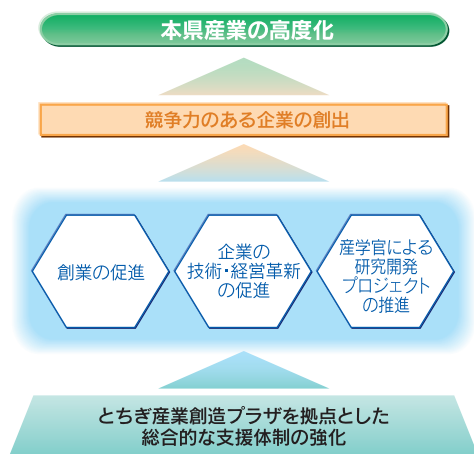
- マーケティングや販路開拓など企業の課題やニーズに対応した重点的な支援

- 企業間連携による新技術・新製品開発に向けた取組への支援

- とちぎ産業創造プラザ*を拠点とした支援体制の強化

産学官連携の推進

- とちぎ発の先駆的研究開発プロジェクトの創出



主 体	期待される主な主体の役割
企 業	○産学官や企業間の連携による技術の高度化 ○消費者ニーズに対応した新商品の開発・提供 ○安定した雇用の場の創出
県 民	○様々なビジネスチャンスをつ捉えた創業 ○県内製造品の積極的利用
大学等	○技術移転・知的財産活用 ○大学発ベンチャーの創出 ○産業の高度化を担う人材の供給
県・市町村	○創業や企業の競争力強化に向けた総合的な支援体制の充実 ○企業活動を支える人材育成の支援 ○創業者や中小企業に対する円滑な資金供給の確保

322 地域に根ざした産業の振興

【施策の目標】 地域住民に身近な商工・サービス業などの地域に根ざした産業の振興を図ります。

地域を支える商工・サービス業の振興

- 制度融資の活用促進等による中小企業の経営基盤の強化
- 商店街等が行う商業活性化の取組への支援
- 地域資源を活用した地域密着型ビジネスの振興

地場産業や伝統工芸品産業の活性化

- 異業種間の連携・広域的な交流への支援強化



主 体	期待される主な主体の役割
事業者	○経営改善への積極的な取組 ○地域資源などを活用した新たな事業展開 ○県産品ブランド化や販路の拡大
県民・地域	○商店街の活力再生への主体的な取組 ○地域密着型ビジネス創業への主体的な取組 ○地場産品や地域密着型サービスの積極的な活用
県・市町村 商工団体	○意欲ある人材の育成支援 ○地域密着型ビジネスの創業支援 ○商店街活性化への支援

【施策の目標】

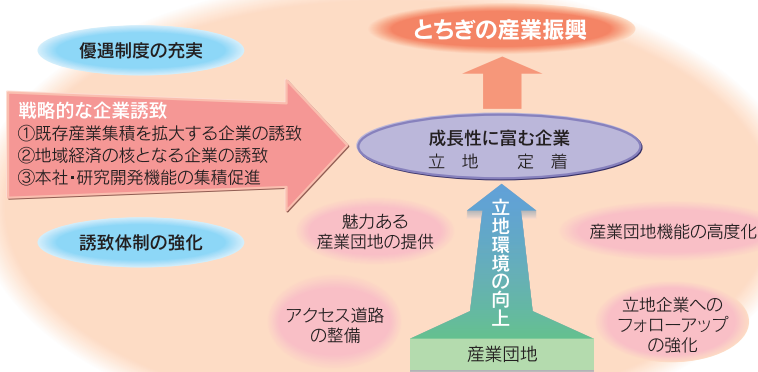
経済発展の基盤となる成長性に富んだ企業の立地及び定着を促進します。

戦略的誘致活動の推進

- トップセールスの実施等による誘致活動の強化
- 企業立地を促進する協力員の配置等による誘致体制の強化
- 戦略的企業誘致のための優遇制度の充実

立地環境の向上

- 立地企業のフォローアップの強化
- 魅力ある産業団地の提供



主 体	期待される主な主体の役割
企 業	○雇用の場の創出 ○地域に対する情報発信や見学等の積極的な受入 ○地域に対する各種社会貢献活動
県民・地域	○立地企業の企業活動に対する理解 ○県内で生産される製品の利用
県・市町村	○成長性に富む優れた企業の誘致 ○企業ニーズに対応した魅力ある産業団地の提供 ○アクセス道路の整備等の立地環境の向上

【施策の目標】

産業構造の変化や企業ニーズの多様化に対応した産業人材の育成と、多様な能力を発揮できる就労を支援するとともに、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。

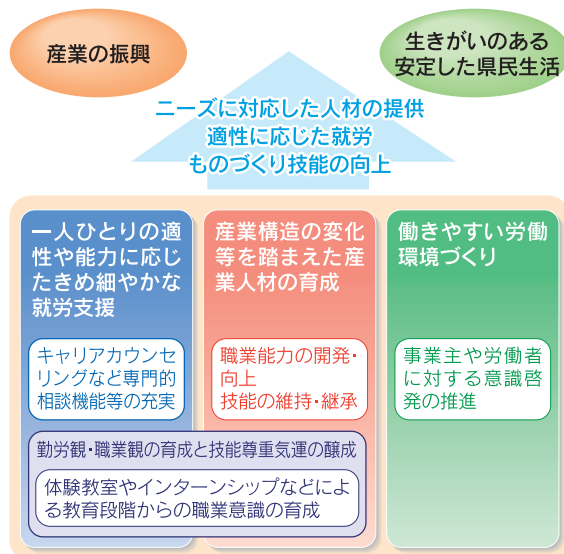
産業の明日を担う人材の育成

- とちぎ就職支援センターにおけるカウンセリング等を通じた若年者のキャリア形成*支援
- 高校生、大学生等の勤労観・職業観の育成に向けた取組の充実

○ものづくり意識の形成から職業能力開発、高度技能の継承に至る総合的なものづくり人材の育成

中高年齢者、障害者等が能力を発揮できる就労の支援

- ハローワークなどの関係機関との連携強化による就職支援
- 働きやすい労働環境づくり



主 体	期待される主な主体の役割
県民・家庭	○能力開発や技術向上への積極的な取組 ○若年者などに対する職業意識形成の助言・支援
学 校	○勤労観・職業観を育成するための教育の実施 ○企業等と連携したインターンシップの実施
企 業	○インターンシップなど、職場体験実習の場の提供 ○安定した雇用機会の創出と中高年齢者や障害者の積極的な雇用 ○職業生活と家庭生活が両立できる雇用環境の整備
県・市町村	○キャリア形成のための支援体制の充実 ○産業人材育成のための職業訓練の実施と技能の維持・継承の推進 ○職業生活と家庭生活の両立ができる環境づくりへの支援

基本目標 4

快適でにぎわいのある交流地域づくり

〔社会基盤・観光・国際化〕

快適な暮らしの空間と人・物・情報の盛んな交流が、「にぎわい」をもたらします。

秩序ある土地利用や安全で質の高い社会基盤を整備することにより、都会的な利便性と自然とふれあいつながら暮らせる快適性という本県の有する優れた特徴にさらに磨きをかけ、豊かさを実感できる地域づくりを進めていきます。

そして、人と人とのふれあいを大切に、活力あるまちづくりやむらづくりを進めるとともに、魅力ある観光交流社会づくり、さらには経済や教育・文化などあらゆる面での国際化を進めることにより、交流の輪が広がり、その交流から新しい文化や情報が発信される、にぎわいの郷土をつくっていきます。

政策の体系

政策
41

快適で活力ある暮らしの基礎をつくる



政策
42

魅力とうるおいのある生活
空間をつくる



政策
43

にぎわいとときめきにあふれた
地域社会をつくる



政策41 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

【目標】

県民の日常生活や経済活動に不可欠な社会資本を、効率的・効果的に整備・充実することで、快適で活力のある暮らしを確保します。

411 安全で安定した水の供給

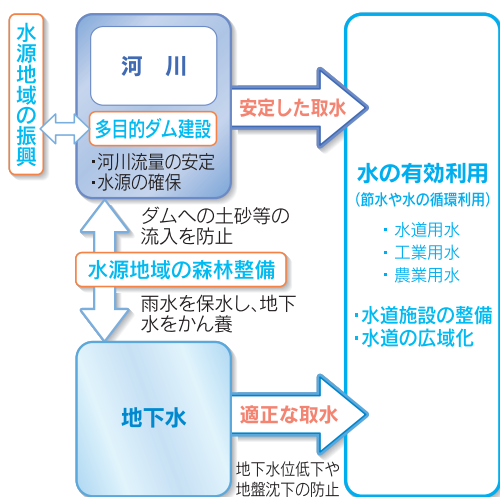
【施策の目標】

今後必要となる水資源を開発・保全するとともに、安全な水を安定的に供給できるようにします。

水道の普及促進

- 市町村が行う水道未普及地域解消事業への支援
- 広域水道事業のあり方検討

水資源の確保と保全



主 体	期待される主な主体の役割
家 庭	○水資源の重要性の理解 ○水の有効利用(節水)
ボランティア NPO	○水源地域における植林や下草刈り ○水に関するイベント等の実施
企業等	○水の有効利用 (工業用水の回収利用、農業用水の効率的な利用)
国・水資源 機構	○多目的ダムの建設
県・市町村	○水道供給事業の推進 ○水源地域の森林整備の保全と管理 ○水の有効利用に関する普及啓発

412 生活排水処理施設の整備・普及

【施策の目標】

県民5人に4人が利用可能な生活排水処理施設を計画的・効果的に整備します。

下水道の整備・普及

浄化槽の設置促進

農業集落排水施設の整備・普及



主 体	期待される主な主体の役割
家 庭	○下水道、農業集落排水施設への接続 ○浄化槽の設置・管理 ○生活排水処理施設の適正な使用・管理
地 域 学 校	○身近な水路における水質の大切さの認識 ○生活に密着した生活排水処理施設の役割についての学習
県・市町村	○生活排水処理施設の整備、管理 ○生活排水処理施設の適正な使用の普及啓発 ○増加する汚泥の適正な処理

「栃木県生活排水処理構想」は、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等について効率性・経済性の観点から、地域の特性に応じた適正な整備手法を定めています。

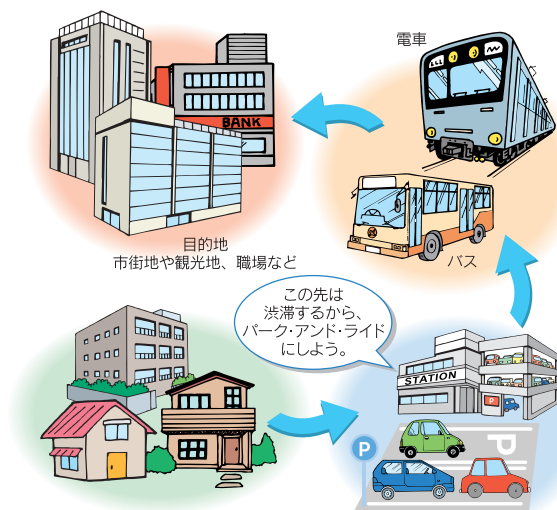
413 公共交通ネットワークの整備

【施策の目標】 自動車交通などの他の移動手段とのバランスの取れた公共交通ネットワークを整備します。

公共交通の利便性、快適性の向上

- 鉄道駅のバリアフリー化促進
- 新交通システムの導入検討

公共交通を支える道づくり



パーク・アンド・ライドのイメージ

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○公共交通の積極的な利用
企 業	○従業員に対する公共交通利用の普及啓発
交 通 事 業 者	○車両更新や他の交通機関との連携等による快適性・利便性の向上 ○環境・省エネルギー対策の実施と安全性の向上 ○施設のバリアフリー化の推進
県・市町村	○公共交通利用促進の普及啓発 ○日常に身近な交通機関の維持 ○駅前広場や駅へのアクセス道路の整備

414 体系的な道路網の整備

【施策の目標】 誰もが、どこへでも安全でスムーズに移動できる道路ネットワークの形成により、県土の発展と県民生活の利便性向上を図ります。

県内外との交流・連携を高める道づくり

- 北関東自動車道など高規格幹線道路の整備促進
- 鬼怒テクノ通りなど地域高規格道路をはじめとする広域道路の整備推進
- 黒磯インターチェンジ(仮称)追加などによる既存の高速道路の利便性向上

日常生活を支える道づくり

- 地域間の交流連携を支える道路の整備推進
- すれ違い困難箇所の整備推進
- 都市の環状道路や都市内道路の整備推進

渋滞のない道づくり

- 宇都宮環状北道路などの主要交差点や築瀬立体などの鉄道交差部の立体化



新鬼怒川渡河道路完成予想図



黒磯インターチェンジ(仮称)完成予想図

主 体	期待される主な主体の役割
県民・地域	○道路計画立案への参加 ○道路事業への理解と協力 ○清掃活動や緑化運動等の道路美化活動による道路管理への参加
企 業	○大規模な店舗や工場における交通対策の実施 ○荷さばき等による交通渋滞への配慮 ○通勤方法や通勤時間の工夫による渋滞対策
国・県 市町村	○道路行政マネジメントによる、効果的・効率的な道路整備の推進 ○道路整備についての意思決定プロセスの公開 ○道路整備における住民参加の推進

政策42 魅力とおいしいのある生活空間をつくる

【目標】

県民誰もがおいしいのある生活を実感でき、地域住民の交流が促進される魅力ある生活空間を創出します。

421 個性の輝く地域づくり

【施策の目標】

総合的かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地域の特性を活かした地域づくりを進め、さらに広域交流・連携を推進します。

総合的かつ計画的な土地利用の推進

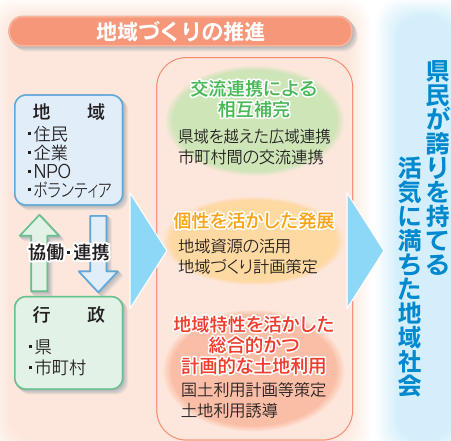
- 適切な土地利用の誘導及び土地利用情報の充実

地域資源を活かした「わがまち」づくり

- 市町村に対する地域再生計画※・特区計画※の策定・支援
- 地域独自の自発的な地域づくり活動への支援

広域交流・連携による地域づくり

- 市町村間の連携事業への支援
- 県域を越えた広域連携事業の推進
- 広域交流拠点施設整備への支援



主 体	期待される主な主体の役割
NPO ボランティア	○地域内の魅力の再発見 ○地域づくり活動の企画と実施
住 民	○地域づくり活動への積極的参加
企 業	○特産品などを通じた地域のPR ○特区制度等による地域づくりの提案・実施
県・市町村	○地域資源の有効活用の推進 ○地域づくり活動の支援 ○協働事業の提案と実施 ○土地利用制度の適切な運用

422 活気あふれるまちづくり

【施策の目標】

都市計画の適切な運用のもと、住み良い居住環境の形成を進めるとともに、快適で活力あるまちづくりを推進します。

機能的で暮らしやすい市街地の整備・再生

- 幹線街路や都市環状道路の整備推進
- 土地区画整理事業による市街地の整備・再生の促進

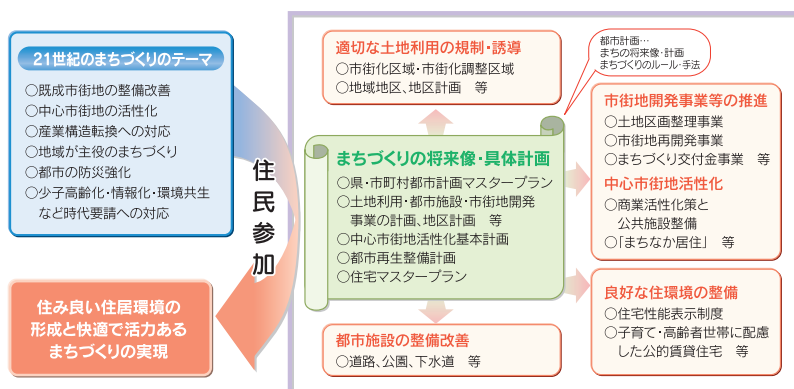
中心市街地の活性化

- 市街地再開発事業等による魅力ある賑わい空間の創出等の促進

地域の創意工夫を活かしたまちづくり

良好な住まい・住環境づくり

- 住宅性能表示制度※の普及促進による安全性に優れた住宅づくりの推進
- 地域住宅交付金制度※の活用による地域の創意工夫を活かした住環境の創出



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○まちづくりのための計画策定への参加と自主的な取組
ボランティア NPO	○まちづくりのための計画策定への参画と施策の提案 ○まちづくり活動(ワークショップ、社会実験等)への参加
企 業 事業者	○地域特性・住民ニーズ等を取り入れた優良な宅地や住宅の供給 ○魅力あふれる賑わい空間の創出やイベントの開催
県・市町村	○まちづくりのための計画策定と事業の実施 ○地区計画や建築協定等による統一のとれた街並みへの誘導

423 いきいきとした農山村づくり

【施策の目標】 農山村の持つ豊かな地域資源を保全・継承・有効活用し、地域住民が都市住民と積極的に交流する農山村づくりを推進します。

農山村の持つ豊かな地域資源の保全・継承

- 良好な農村景観形成のための景観農業振興地域整備計画*の策定促進

都市農村交流の活発化

- 地域資源を活用した農村滞留プログラムの開発
- 市民農園等の農作業体験施設の設置促進

快適な農山村空間の創造

- 中山間地域等直接支払制度の推進による耕作放棄地の解消



農産物直売所



多様な地域資源の活用



体験農園 市民農園



農村レストラン



オーナー制(棚田)

主 体	期待される主な主体の役割
農林業者等	○農山村の自然環境、伝統文化等の保全と継承 ○農山村ボランティア体験活動の機会の提供 ○都市農村交流の情報発信
県 民	○都市と農村の積極的な交流 ○農山村体験活動への積極的な参加
NPO 等	○農山村ボランティア体験活動に関する情報発信とコーディネート
県・市町村	○農山村の生産基盤や生活環境の整備支援 ○地域が行う都市と農山村の交流事業の促進 ○都市農村交流に必要な施設整備への支援

424 美しい景観とみどりづくり

【施策の目標】 ふるさと“とちぎ”の自然・都市・農村等の地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに県民参加によるみどりづくりを推進します。

良好な景観の誘導

- 市町村等への景観アドバイザーの派遣
- 地域住民との協働による違反広告物の除却推進

花と緑づくり活動の推進

- 市町村緑化推進組織の設立促進及びボランティア団体ネットワークの構築

- 花や緑づくり活動の普及啓発や指導者の養成
- 平地林や都市緑地の保全活動への住民参加の促進

美しい街や個性的な地域を形成する道や川づくり

- 目抜き通り等における道路の無電柱化*の推進
- 道路の緑化、歩道的美装化の推進



街の顔となる道づくり
(城内坂・益子町)



学校緑化活動

主 体	期待される主な主体の役割
県 民 事業者	○まちの美観や清潔さの保持 ○みどりづくり活動への積極的な参加 ○景観に配慮した建築物等の整備
ボランティア NPO	○簡易な違反広告物の除却 ○街並み保存等まちづくり活動への参加 ○環境美化活動への参加 ○ネットワークによるみどりづくり活動の情報交換
県・市町村	○景観計画の策定、施策の推進 ○景観づくりに関する制度の普及啓発 ○景観アドバイザー、花のアドバイザー、グリーンスタッフによる支援 ○道路の無電柱化等、街並み景観の整備

【施策の目標】

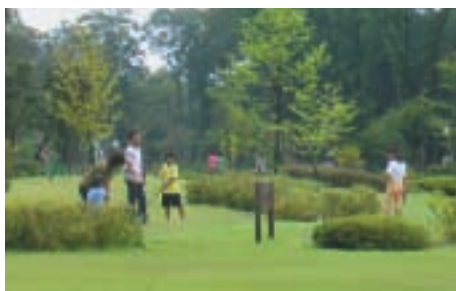
県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間を創出します。

親しみのある都市公園づくり

- 季節の花々に関するイベント、地域の特色を活かした体験イベント等の開催
- 県民とともに取り組む公園づくりの推進

うるおいのある水辺空間の整備と利用促進

- 親水性のある河川の整備と適正な維持管理
- 地域住民と取り組む水辺づくりの推進



日光だいや川公園 パークゴルフ場（日光市）



松田川ダム 森と湖に親しむつどい（足利市）

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○愛護活動等への理解と参加
ボランティア NPO	○愛パークとちぎ、愛リバーとちぎ等の愛護活動の普及と実践 ○自然に親しむ活動等の実施
学 校	○自然への関心・理解 ○愛護活動等への参加
企 業	○愛護活動への社員参加環境醸成 ○企業としての愛護活動への参加
県・市町村	○公園や水辺空間の整備・保全 ○愛護活動への支援

政策43 にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

- 【目標】 交流と連携を促進していくことで、地域の個性と活力を高め、出会いとふれあい、そしてにぎわいにあふれる地域社会を創造します。

431 魅力ある“観光とちぎ”づくり

- 【施策の目標】 観光立県に向け、多くの人たちが活発に交流する、魅力と活力に満ちた“観光とちぎ”づくりを推進します。

地域の魅力を生かした誘客の推進

- 首都圏をはじめ関西や東北地域等からの国内誘客対策の強化
- 東アジアを中心とした外国人誘客対策の充実
- フィルムコミッション*活動の推進

地域の特性を踏まえた観光地づくり

- 観光地のブランド力の向上と環境整備の推進

観光地へのアクセス向上

- 観光地アクセス道や周遊道の整備、道路案内標識・道路情報板の設置等



主 体	期待される主な主体の役割
県民 ボランティア	○サービスやホスピタリティー向上のための観光案内活動等の実践 ○県外への“とちぎの良さ”の積極的発信
地 域	○観光資源としての魅力あるまちづくりの推進 ○地域を挙げた受入体制の整備
事業者	○ホスピタリティー向上のための積極的な取組 ○多様な観光ニーズに対応した受入体制の整備 ○地域と一体となった魅力ある観光地づくりの推進
県・市町村 観光協会	○国内外に向けた“観光とちぎ”情報の発信 ○地域資源の発掘や創出への支援 ○観光地へのアクセス向上

432 国際化の推進

- 【施策の目標】 教育、文化、産業など幅広い分野での更なる国際化や多文化共生社会の実現に向け、国際化時代にふさわしい魅力ある地域をつくります。

多文化共生地域づくりの推進

- 外国人にもわかりやすい生活情報等の提供や外国人の日本語学習の促進

産業分野における国際化の推進

- 投資や観光分野での本県の魅力発信

県民主体による国際交流・国際協力の促進

- 県民の国際活動促進のための情報提供の充実

- 友好交流先等との交流のすそ野拡大

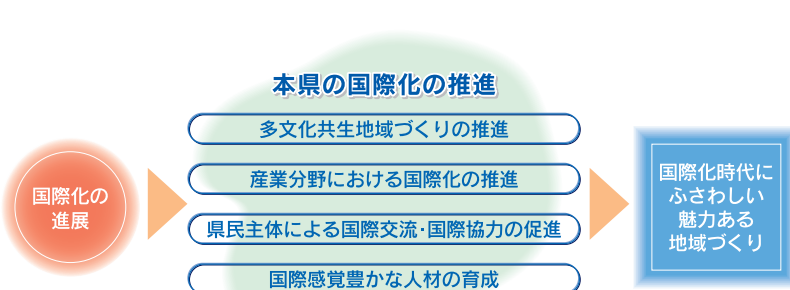
- 草の根レベルの多様な国際協力の促進

国際感覚豊かな人材の育成

- 国際理解のための講座等の開催の促進

- 学校教育における外国語教育や外国人児童生徒・帰国児童生徒への教育の充実

- 国際感覚に優れた地域リーダーの育成促進



主 体	期待される主な主体の役割
県民・地域	○日本人と外国人との相互理解 ○日常的な国際交流・国際協力への取組
ボランティア NPO	○草の根レベルの国際交流・国際協力の実施
学 校	○外国語教育や国際理解教育の推進 ○国際交流・国際協力の実施
企 業	○県産品の輸出促進 ○外国人観光客の誘致の推進
県・市町村	○日本人と外国人が理解し合い、尊重し合える環境づくり

433 社会貢献活動の促進

【施策の目標】 社会貢献活動の健全な発展を促進し、ボランティアやNPO、企業、行政などが、パートナーシップの下で協力し合える環境をつくります。

ボランティア・NPO活動促進のための環境づくり

- 人と情報の交流等の拠点となる「とちぎボランティアNPOセンター」の機能充実
- NPO等の人材育成等組織基盤の強化

協働を推進するための環境づくり

- 全県的に協働を推進するための仕組みづくり
- 提案・実践型協働推進事業の実施



とちぎボランティアNPOセンター「ほ・ほ・ら」での活動風景

主 体	期待される主な主体の役割
ボランティア NPO	○社会貢献活動の実践 ○協働事業の実施
県 民	○社会貢献活動への理解と参加
企 業	○社会貢献活動への理解と参加
県・市町村	○社会貢献活動促進のための環境づくり ○協働事業推進のための環境づくり

434 情報ネットワーク社会の推進

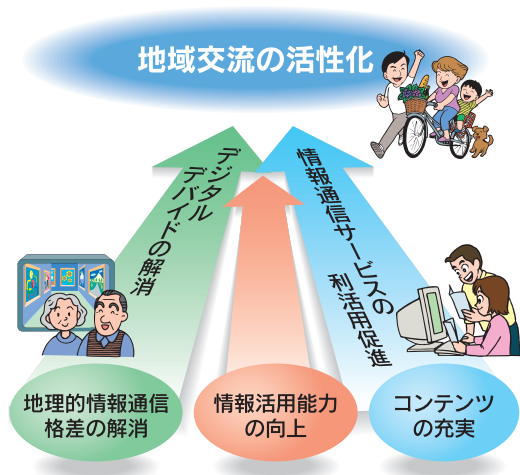
【施策の目標】 いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の推進を図ります。

情報ネットワーク社会の実現に向けた環境の整備促進

- 山間地等における情報通信基盤の整備促進
- すべての県民における情報リテラシー(活用能力)の向上

情報通信サービスの利活用促進

- 県民が行政手続きの申請や行政情報の入手、行政参加を行う際のIT利活用の促進
- 地理情報を活用したわかりやすい情報提供の充実
- 行政における地上デジタル放送の利活用方策の検討



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上 ○ITの積極的な利活用による生活の充実・向上
ボランティア NPO	○IT講習会等の開催・参画 ○地域のIT利活用等の普及・啓発 ○ITの利活用による地域コミュニティの活性化
企 業	○多様なニーズに対応した情報コンテンツの提供 ○利用しやすい情報通信サービスの提供 ○ユニバーサルデザインに配慮したIT機器の開発
県・市町村	○地理的・人的な情報通信格差の解消 ○住民の利便性向上に配慮した電子行政サービスの提供

基本目標 5

安心のくらしを支える環境づくり

〔環境保全・防犯・防災〕

生活のすべてを支える「環境」を、安心で持続可能なものとして次世代に継承していくことが、今を生きる私たちの責務であると考えます。

自然環境を守り育て、産業活動やライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換するなど、循環型社会の形成に向けた取組を進めるとともに、治安・防災対策を充実し、だれもが安全・安心に暮らすことのできる空間づくりを進めます。

そうした取組によって、私たちが心穏やかに暮らすことができ、自信を持って未来へ引き継ぐことができる、美しくやすらぎに満ちた環境を創造していきます。

政策の体系

政策
51

**豊かな環境を守り育て、
地球にやさしい循環型社会を構築する**



政策
52

安全な暮らしを守る



政策
53

**災害・危機に強い
県土づくりを推進する**



政策51 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する

【目標】

かけがえのない環境を次の世代に引き継いでいくため、豊かな自然環境を守り育てるとともに、環境負荷を低減し地球温暖化防止に貢献するなど、持続的な発展が可能な循環型社会を構築します。

511 良好な地域環境の保全

【施策の目標】

大気環境、水環境、土壌環境など、地域の環境を保全します。

大気環境の保全

- アスベスト飛散防止対策の徹底
- 揮発性有機化合物の排出規制等の実施

水環境の保全

- 環境基準未達成の流域における水質浄化対策の推進
- 地下水汚染の監視及び未然防止対策の推進

土壌環境、地盤環境の保全

- 県南部における地盤沈下の常時監視及び防止対策の実施

騒音・振動、悪臭の防止

化学物質対策の推進

- 工場・事業場における化学物質の管理計画の策定・公表の指導
- リスクコミュニケーション*の普及促進



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○自動車のアイドリングストップや公共交通機関利用による排ガスの削減 ○生活排水の下水道への接続や浄化槽の設置などによる水質汚濁の防止 ○化学物質の有用性や有害性に対する正しい理解
ボランティア NPO	○河川等水質保全活動の実施
事業者	○公害関係法令の遵守 ○排ガス・排水中の化学物質などによる環境負荷低減の自主的な取組
県・市町村	○環境監視の実施 ○工場・事業場等の公害発生源に対する環境負荷低減の指導 ○公害苦情の処理

512 3Rの推進

【施策の目標】

循環型社会の構築の基本となる3R（発生抑制、再使用、再生利用）を着実に推進します。

廃棄物の減量化の推進

- 県民のライフスタイルの変革等を促進するための普及啓発の実施

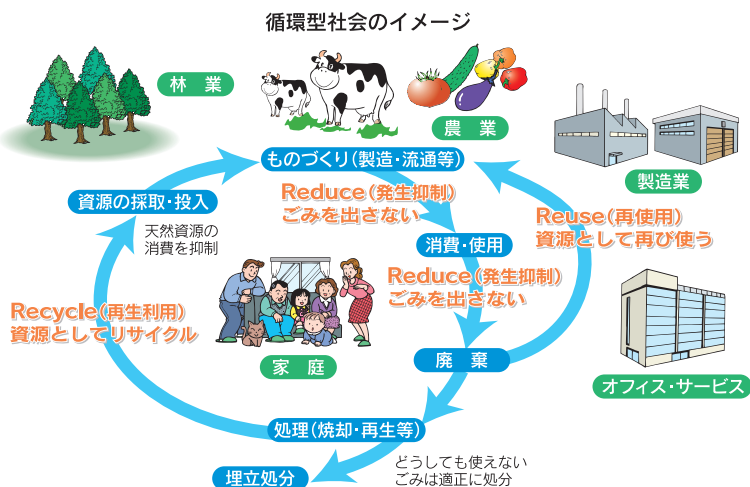
廃棄物のリサイクルの推進

- イベントの開催等による普及啓発の実施
- 循環資源の有効活用に向けた地域循環モデル構築の支援

- リサイクル製品等の購入及び有効利用の促進

バイオマスの利活用の促進

- 市町村等によるバイオマス*タウン構想等計画策定の支援
- バイオマスタウン構想*に基づく地域循環システム構築の支援



主 体	期待される主な主体の役割
県 民 域	○ごみの発生・排出抑制及びリサイクル製品の積極的な利用 ○ごみの減量化・リサイクルのための分別収集への協力
ボランティア NPO	○3R推進のための県民等の活動のリードや普及啓発
事業者	○廃棄物の循環的利用等による発生・排出抑制 ○製品の長寿命化やリサイクル製品の開発
県・市町村	○県民等の自主的な取組の促進 ○リサイクル施設の整備促進 ○リサイクル製品認定制度の充実

513 廃棄物処理対策の推進

【施策の目標】 適正な廃棄物処理対策を推進し、廃棄物処理への信頼を確保するとともに、不適正処理を防止します。

廃棄物の適正処理の推進

- 広域的な一般廃棄物焼却施設の整備促進
- 必要な産業廃棄物処理施設の確保
- 県営管理型産業廃棄物最終処分場の整備推進

不法投棄対策の強化

- 夜間・休日等の監視体制の強化
- 警察等の関係機関と連携した不法投棄物の撤去指導
- キャンペーンや講習会等による不法投棄防止啓発活動の充実



とちぎクリーンプラザ（栃木地区広域行政事務組合）

※市町村が設置する焼却施設では、サーマルリサイクル（ごみの焼却により発生する熱エネルギーを回収し、熱供給や発電等を行う）を推進しています。

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○廃棄物の適正処理に対する理解と協力 ○不法投棄防止に向けた土地管理の徹底
地 域	○ごみ拾い活動等への協力 ○廃棄物不法投棄の監視
事業者	○廃棄物の適正な処理 ○必要な産業廃棄物処理施設の設置
県・市町村	○一般廃棄物の広域処理体制の確保による適正処理の推進 ○廃棄物の適正処理に向けた事業者等への指導 ○廃棄物不法投棄の監視体制の強化

514 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進

【施策の目標】 県民、事業者、行政の適切な役割分担と連携の下、あらゆる主体による地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動を推進します。

地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減対策の推進

- 各主体が一体となった地球温暖化防止対策の推進
- 県有施設へのESCO事業※の導入推進

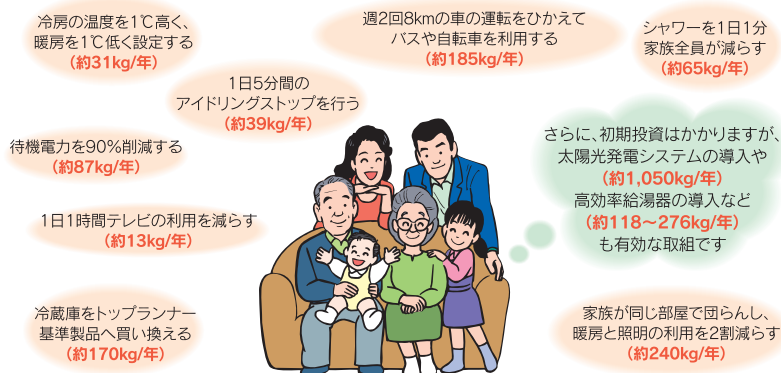
自主的な環境保全活動の促進

- 県庁のISO14001※の認証取得

環境学習の推進

- 環境学習拠点施設の整備
- 環境学習情報ネットワークの構築

家庭でできる取組（一世帯当たりの年間二酸化炭素削減効果）



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○環境学習・環境保全活動への積極的な参加 ○省エネルギー・省資源への取組や環境への負荷の少ない製品の購入・使用
ボランティアNPO等	○自主的な環境学習・環境保全活動の実施 ○省エネルギー・省資源への取組に関する情報発信
学 校	○児童生徒の発達段階に応じた環境学習の実施
事業者	○環境に配慮した製品の開発やエコビジネスの推進 ○省エネルギー・省資源の推進、新エネルギーの導入 ○環境マネジメントシステムの導入
県・市町村	○地球温暖化防止に向けた省エネルギー・省資源等に関する普及啓発及び率先行動 ○県民の自主的な環境学習・環境保全活動の促進・支援 ○新エネルギーの導入促進

515 環境を支える森林づくり

【施策の目標】 水源かん養、二酸化炭素吸収機能など、公益的な機能を高度に発揮する健全で活力のある森林をつくります。

森林の公益的機能の向上

- 人工林の間伐等による森林整備の促進
- 新たな財源による森林環境保全対策の充実

森林の適正な管理

- 森林GIS*を活用した森林管理体制の構築
- 計画的な保安林適正配備の推進

森林の公益的機能



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○森林の公益的機能への正しい理解 ○森林保全活動や森林づくりなどへの積極的な参加
ボランティア NPO等	○森林の保全管理など森林づくり活動の実施
森林所有者	○森林の適正な管理 ○ボランティアへの活動場所の提供
事業者等	○土地開発の際の森林環境への配慮
県・市町村	○森林整備の推進・支援 ○森林GISによる民有林の計画管理 ○保安林制度による森林の保全・管理の推進

516 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進

【施策の目標】 自然公園をはじめとする優れた自然や多様な生態系の保全・再生、豊かな自然とのふれあいを推進します。

自然環境の保全と再生

- 生態系の保全の強化と自然環境の再生等を図る総合施策の推進
- ラムサール条約*に登録された「奥日光の湿原」の保全

野生鳥獣の保護管理

- 健全な地域個体群の維持
- 農林水産業被害対策の充実

自然とのふれあい活動の推進

- 自然とふれあう機会や情報提供の充実
- NPO等と連携した自然とのふれあい活動の推進



里地里山

主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○自然観察会等のふれあい活動への参加 ○身近な自然の保護活動の実施
ボランティア NPO等	○自然保護活動の実施 ○自然観察会等ふれあい活動のリード
事業者	○土地開発の際の自然環境への配慮
県・市町村	○自然環境保全対策の推進 ○自然保護思想の普及啓発 ○自然公園の適正な管理 ○生物の多様性の確保や野生鳥獣の適正な保護管理

政策52 安全な暮らしを守る

【目標】

地域を支えるすべての人々が連携して、やすらぎある暮らしの基本となる安全を確保し、犯罪や事故のない明るい地域社会を実現します。

521 安全で安心なまちづくりの推進

【施策の目標】

県民、警察及び自治体が連携し、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを進めます。

地域が一体となった犯罪抑止活動の推進

- 自主防犯活動の活性化に向けた支援
- 繁華街や犯罪多発地域における犯罪抑止対策の実施
- 交番・駐在所の機能の強化

犯罪捜査活動の強化

- 捜査や情報収集等の効率化を図る犯罪捜査支援システムの充実

犯罪被害者等支援の充実・強化

- (社)被害者支援センターとちぎとの連携による支援強化



自主防犯パトロール

主 体	期待される主な主体の役割
県民・家庭	○自らの安全を確保するための防犯対策の実践 ○子どもに対する防犯教育の実施 ○犯罪被害者への理解と配慮
地域・学校・ボランティア等	○地域安全情報の共有 ○地域安全確保のための防犯活動の実施・協力 ○児童・生徒に対する防犯教育の実施
事業者	○店舗や駐車場、繁華街等への防犯設備の設置 ○かけこみ110番などの防犯活動への協力
被害者支援センター 防 犯 協 会	○被害相談体制の充実 ○被害者支援員の育成・研修 ○防犯等に関する広報啓発活動の実施
県・市町村	○パトロール等による犯罪抑止活動と捜査の強化 ○広報啓発活動の実施と地域安全情報の提供 ○民間パトロール等防犯活動への支援

522 総合的な交通安全対策の推進

【施策の目標】

交通秩序の維持と安全な道路交通環境の確保を図り、交通事故の発生を抑止します。

交通安全に関する啓発の推進

- 高齢者交通事故防止モデル地区における世帯訪問活動及び交通安全教育の推進

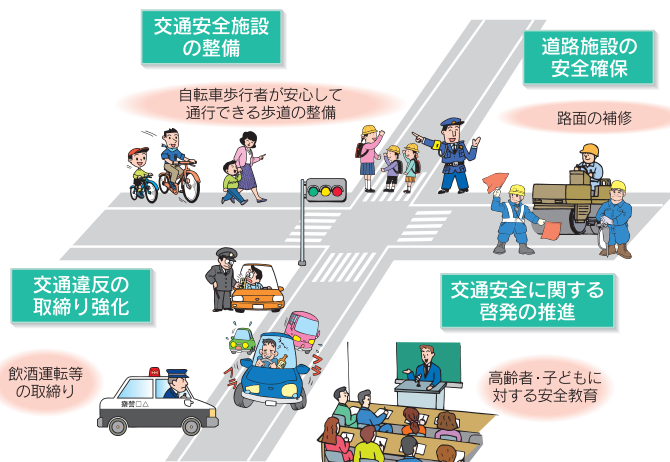
交通違反の取締り強化

交通安全施設の整備

- 信号機や標識表示等の整備
- 自転車歩行者道の整備

道路施設の安全確保

- 道路の適切な舗装修繕等の実施
- 落石・土砂崩落対策施設の整備



主 体	期待される主な主体の役割
県民・家庭	○交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践 ○交通安全活動への積極的な参加 ○交通安全教育の実施
地 域	○子どもと高齢者に対する啓蒙活動の実施 ○交通安全活動の実施
学 校	○通学路の安全確保 ○児童・生徒に対する交通安全教育の実施
交通安全協会	○交通事故防止のための広報啓発の実施 ○各種講習会の開催
県・市町村	○交通安全情報の提供と交通安全意識の普及啓発 ○交通指導取締りの推進 ○安全で快適な道路交通環境の提供

【施策の目標】

消費者が自らの判断に基づいた合理的な消費行動がとれるよう、消費者の自立を支援し、安心できる消費生活の実現を図ります。

消費者の自立支援

○若者や高齢者を対象とした消費者教育・啓発事業の実施

消費生活相談体制の充実

○複雑・多様化する消費生活相談に対応できる相談体制の充実・強化
○市町村における相談業務の充実化への支援



消費者フォーラム

主 体	期待される主な主体の役割
県民・家庭	○正しい消費知識の習得 ○消費者トラブルに関する情報収集 ○子どもやお年寄りに対する消費者教育の実施
NPO 消費者団体	○相談に対する助言 ○消費者教育・啓発事業の実施 ○消費生活情報の提供
学 校	○児童・生徒に対する消費者教育の実施
事業者	○責任ある商品やサービスの提供 ○適正な表示および取引方法の実施
県・市町村	○消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発・情報提供の実施 ○事業者への指導 ○消費生活相談体制の充実

政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する

【目標】

大規模災害やさまざまな危機事象に対し、迅速・的確に対応できる体制や防災基盤を整備するとともに、災害に強い県土づくりを推進し、安全で安心な県民生活を確保します。

531 防災・危機管理対策の充実

【施策の目標】

災害や危機に迅速・的確に対応できる地域防災力の向上を図ります。

防災・危機管理意識の高揚

- 防災館等を活用した防災活動の普及促進
- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定
- 洪水、土砂災害ハザードマップ*の作成支援

防災・危機管理体制の強化

- 防災センター（仮称）の整備
- 水防警報河川の指定拡大による水防体制の強化

○震災建築物応急危険度判定士*等の養成及び体制の整備

防災・危機管理情報の収集伝達システムの充実

- 防災情報*収集伝達システムの充実
- 土木部総合情報センター（仮称）の整備

消防力の充実



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○避難場所の確認など、防災全般に対する意識の高揚 ○防災等に対する知識や技術の習得 ○防災訓練や講習会への参加
地 域	○防災講習会の開催や訓練の実施 ○自主防災組織等による避難誘導支援
企 業	○耐震性の向上など建築物やライフラインの防災対策の推進 ○災害時の応急復旧対策への協力
県・市町村	○災害に関する情報の提供 ○定期的な防災・防火訓練等の実施 ○災害時の応急復旧対策の実施

532 防災基盤の整備

【施策の目標】

水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進します。

治水対策の推進

- 流域特性に応じた効率的、効果的な河川等の整備
- 破堤を防止するための堤防強化対策の実施

土砂災害対策の推進

治山対策の推進

防災拠点・緊急輸送道路の機能充実

- 緊急輸送道路の橋梁耐震化



主 体	期待される主な主体の役割
県 民	○自然災害に強い住まいづくり ○雨水浸透施設の整備
地 域	○身近な河川の除草等による機能維持
企 業	○事業所等の建築物の耐震化 ○ライフラインの防災対策 ○開発に伴う雨水流出抑制施設の整備
県・市町村	○効果的、効率的な治山、治水、砂防対策の実施 ○防災拠点、緊急輸送道路等の整備

成果指標一覧

各成果指標の読み方

① 計画期間中の施策の達成状況をできるだけ分かりやすく示す尺度として、3つの成果指標と、それぞれの達成目標を掲げています。

② 基準となる最新の状況を示しています。

③ このプランの計画期間の最終年度の目標を示しています。

④ 概ね10年後の目標としますが、他の計画等で長期の目標が定められている場合には、その数値を示しています。

施策	主な指標名	基準	目標	長期目標
111 学ぶ力をはぐくむ教育の充実 (P22)	授業がわかる児童生徒の割合* (小6・中2平均)	59.3 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
	平日、学校外で1時間以上学習する生徒の割合 (中2)	59.7 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
	教員の長期社会体験研修*修了者数	349 人 (H16)	650 人 (H22)	900 人 (H27)

⑤ 「主な指標名」で「※」を付記した用語は、巻末に解説を掲載しています。

基本目標 1 知恵にあふれ心豊かな人づくり [教育・文化]

施策	主な指標名	基準	目標	長期目標
111 学ぶ力をはぐくむ教育の充実 (P22)	授業がわかる児童生徒の割合* (小6・中2平均)	59.3 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
	平日、学校外で1時間以上学習する生徒の割合 (中2)	59.7 % (H16)	65.0 % (H22)	70.0 % (H27)
	教員の長期社会体験研修*修了者数	349 人 (H16)	650 人 (H22)	900 人 (H27)
112 心の教育の推進 (P22)	児童生徒が進んであいさつできる小・中学校の割合	52.7 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
	いじめ解消率	83.3 % (H16)	87.0 % (H22)	90.0 % (H27)
	中学校における職場体験学習等*の実施校数の割合	98.3 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
113 健康な体づくりと学校安全教育の充実 (P23)	毎日朝食を食べる児童生徒の割合	82.9 % (H16)	86.8 % (H22)	90.0 % (H27)
	児童生徒の体力テストにおける全国との比較 (偏差値)	50.1 (H16)	50.3 (H22)	50.5 (H27)
	学校安全ボランティア数	22,676 人 (H17)	31,800 人 (H22)	31,800 人 (H27)
114 個性を生かす特色ある教育の充実 (P23)	外国語指導助手等が語学指導を行っている高等学校の割合	85.7 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
	新しいタイプの学校数	11 校 (H17)	17 校 (H22)	22 校 (H26)
	インターンシップ実施生徒数の割合	32.4 % (H16)	45.0 % (H22)	45.0 % (H27)
115 自立した青少年の育成 (P24)	「とちぎ心のルネッサンス」運動年間行動計画*策定数	153 件 (H16)	300 件 (H22)	600 件 (H27)
	家庭教育オピニオンリーダー*の活動者数	790 人 (H17)	1,000 人 (H22)	1,200 人 (H27)
	子ども会指導者の養成数	1,281 人 (H17)	1,380 人 (H22)	1,480 人 (H27)
116 青少年を取り巻く環境の整備 (P24)	薬物乱用防止啓発活動の受講者数	132,877 人 (H16)	135,000 人 (H22)	135,000 人 (H27)
	ビデオ・雑誌自販機等の立入調査実施件数	1,035 件 (H16)	1,160 件 (H22)	1,260 件 (H27)
	非行少年検挙補導人員数*	2,380 人 (H17)	2,000 人 (H22)	1,500 人 (H27)
121 生涯学習の推進 (P25)	県民の生涯学習実践率*	78.4 % (H17)	82.0 % (H22)	85.0 % (H27)
	生涯学習ボランティアセンター*登録者数	49,592 人 (H16)	56,000 人 (H22)	61,000 人 (H27)
	県で養成している社会教育指導者*数	3,876 人 (H16)	4,600 人 (H22)	5,150 人 (H27)
122 県民文化の振興 (P25)	芸術・文化活動等参加率*	47.0 % (H17)	48.5 % (H22)	50.0 % (H27)
	県芸術祭の参加者数*	22,500 人 (H16)	23,000 人 (H22)	24,000 人 (H27)
	国・県文化財指定等の件数	1,171 件 (H17)	1,250 件 (H22)	1,300 件 (H27)

施 策	主な指標名	基 準	目 標	長期目標
123 県民総スポーツの推進 (P26)	スポーツ活動実施率※	28.5 % (H17)	40.0 % (H22)	50.0 % (H27)
	主な全国大会における入賞数	126 件 (H16)	130 件 (H22)	135 件 (H27)
	公共スポーツ施設の利用者数	9,738 千人 (H16)	10,000 千人 (H22)	10,500 千人 (H27)

基本目標 2 いのちをやさしく見守る社会づくり [人権・保健・医療・福祉]

施 策	主な指標名	基 準	目 標	長期目標
211 人権尊重の社会づくり (P28)	人権が侵害されたと感じた人の割合※	26.7 % (H16)	20.0 % (H22)	18.0 % (H27)
	体験・交流学习等を通じて人権についての理解を深めた児童生徒の割合	52.6 % (H16)	55.0 % (H22)	60.0 % (H27)
	虐待や暴力に関する相談窓口数※	14 箇所 (H16)	36 箇所 (H22)	36 箇所 (H27)
212 男女共同参画社会の実現 (P28)	審議会等における女性委員の割合※	31.1 % (H16)	35.0 % (H22)	40.0 % (H27)
	「男女共同参画地域推進員」※登録者がいる市町村の割合	77.3 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
	男女の地位が平等になっていると感じている者の割合	16.6 % (H16)	20.0 % (H22)	25.0 % (H27)
221 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり (P29)	小学校の通学区域内に子育て支援施設のある地域の割合	38.6 % (H16)	53.0 % (H22)	70.0 % (H26)
	延長保育を実施している保育所の割合	64.2 % (H16)	80.0 % (H22)	90.0 % (H26)
	ファミリー・サポート・センター※設置市町村の割合	27.3 % (H17)	48.5 % (H22)	60.0 % (H26)
222 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進 (P29)	要介護認定率	14.3 % (H17)	16.4 % (H22)	17.7 % (H26)
	新予防給付及び地域支援事業のサービス提供量※	0 千回 (H17)	953 千回 (H22)	1,493 千回 (H26)
	高齢者の競技団体加入率	4.1 % (H17)	4.2 % (H22)	4.3 % (H27)
223 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現 (P30)	介護給付費等※の支給決定件数	10,269 件 (H16)	12,424 件 (H22)	14,412 件 (H27)
	グループホーム※・ケアホーム※利用者数	479 人 (H16)	1,748 人 (H22)	3,343 人 (H27)
	障害者雇用者数	1,869 人 (H16)	2,000 人 (H22)	2,150 人 (H27)
224 地域の保健・福祉を支える基盤づくり (P30)	福祉サービス第三者評価実施施設※の割合	0 % (H17)	50 % (H22)	60 % (H27)
	ひとにやさしいまちづくり条例整備基準に適合する公共的施設数	595 施設 (H16)	1,500 施設 (H22)	2,000 施設 (H27)
	看護職員従事者数	18,608 人 (H16)	20,000 人 (H22)	—
231 健康づくりと疾病予防対策の推進 (P31)	基本健康診査の受診率	46.4 % (H16)	55.0 % (H22)	60.0 % (H27)
	正常血圧者の割合※	68.9 % (H16)	70.0 % (H22)	71.0 % (H27)
	結核罹患率 (人口10万対)	17.0 人 (H16)	10.0 人 (H22)	8.0 人 (H27)
232 安心して良質な医療の確保 (P31)	65歳未満の三大死因 (がん、心臓病、脳血管疾患) における死亡率 (人口10万対)	117.1 人 (H16)	110.0 人 (H22)	110.0 人 (H27)
	(財)日本医療機能評価機構の評価受審病院数	17 病院 (H16)	30 病院 (H22)	60 病院 (H27)
	小児救急に対応できる救急医療圏の割合	30.0 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
233 食品の安全と生活衛生の確保 (P32)	とちぎハサップ認証施設数	20 施設 (H17)	100 施設 (H22)	150 施設 (H27)
	食品検査※の違反率	2.0 % (H16)	0.5 % (H22)	0.3 % (H27)
	食中毒発生件数	17 件 (H16)	10 件 (H22)	10 件 (H27)

基本目標 3 確かな技術と創造性に富む産業づくり〔農林・商工サービス・労働〕

施 策	主な指標名	基 準	目 標	長期目標
311 多様なニーズに対応できる強い農業の確立 (P34)	県内食料自給率（カロリーベース）	76.0 % (H15)	78.0 % (H22)	80.0 % (H27)
	園芸産出額の全国順位	13 位 (H16)	12 位 (H22)	11 位 (H27)
	適正農業規範（GAP）に取り組む生産組織数	0 団体 (H16)	15 団体 (H22)	30 団体 (H27)
312 農業を支える基盤づくり (P34)	認定農業者数	5,837 人 (H16)	8,000 人 (H22)	8,000 人 (H27)
	新規就農者数（5年間の累計）	890 人 (H13～17)	1,000 人 (H18～22)	1,000 人 (H23～27)
	担い手への農地の利用集積率※	33.3 % (H16)	50.0 % (H22)	60.0 % (H27)
313 人と環境にやさしい農業の展開 (P35)	市町村食育推進計画策定率	0 % (H17)	100 % (H22)	100 % (H27)
	エコファーマー※の認定者数	5,578 人 (H16)	8,000 人 (H22)	10,000 人 (H27)
	堆肥の生産履歴表示※に取り組む畜産農家戸数	0 戸 (H17)	500 戸 (H22)	2,000 戸 (H27)
314 活力ある林業・木材産業の振興 (P35)	県内製材品出荷量（国産材）	266千m³ (H16)	290 千m³ (H22)	290 千m³ (H27)
	森林組合作業員の1日当たりの素材生産量	2.7 m³/人日 (H16)	2.9 m³/人日 (H22)	3.1 m³/人日 (H27)
	森林組合作業員の平均年齢	52 歳 (H16)	48 歳 (H22)	48 歳 (H27)
321 地域経済を牽引する産業の振興 (P36)	創業※件数（県支援分）	200 件 (H16)	300 件 (H22)	300 件 (H27)
	製造品出荷額等	77,045 億円 (H15)	81,183 億円 (H22)	84,273 億円 (H27)
	産業技術センターの技術移転累計件数	20 件 (H16)	190 件 (H22)	360 件 (H27)
322 地域に根ざした産業の振興 (P36)	商業・サービス業の県内総生産額	2,270,674 百万円 (H15)	2,583,334 百万円 (H22)	2,832,689 百万円 (H27)
	主要地場産業の製造品出荷額等（食料品、繊維、木工、プラスチック等）	1,399,880 百万円 (H15)	1,400,000 百万円 (H22)	1,400,000 百万円 (H27)
	経営指導員※による指導件数	126,450 件 (H16)	130,000 件 (H22)	133,000 件 (H27)
323 成長性に富む企業の立地・定着促進 (P37)	企業立地件数（研究所を含む）※	52 件 (H16)	55 件 (H22)	55 件 (H27)
	分譲済産業団地の操業面積率	98.0 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
	分譲中産業団地の分譲面積率	42.6 % (H16)	70.0 % (H22)	100 % (H27)
324 産業人材の育成と円滑な就労の促進 (P37)	新規卒者（大学）の就職内定率	87.5 % (H16)	95.0 % (H22)	100 % (H27)
	とちぎ就職支援センター利用者のうち就職決定者数	347 人 (H16)	600 人 (H22)	1,000 人 (H27)
	企業の育児休業制度の整備率	53.1 % (H15)	73.0 % (H22)	100 % (H26)

基本目標 4 快適でにぎわいのある交流地域づくり〔社会基盤・観光・国際化〕

施 策	主な指標名	基 準	目 標	長期目標
411 安全で安定した水の供給 (P39)	水道普及率	93.6 % (H16)	94.1 % (H22)	94.8 % (H27)
	老朽管※の更新率	90.3 % (H16)	92.0 % (H22)	93.0 % (H27)
	水源かん養保安林の指定面積	49 千ha (H16)	56 千ha (H22)	79 千ha (H40)
412 生活排水処理施設の整備・普及 (P39)	生活排水処理人口普及率※	68.4 % (H16)	81.0 % (H22)	86.4 % (H27)
	身近な水路の水質改善※箇所数	0 箇所 (H17)	80 箇所 (H22)	160 箇所 (H27)
	汚泥リサイクル量※	80 千t (H16)	104 千t (H22)	114 千t (H27)

施 策	主な指標名	基 準	目 標	長期目標
413 公共交通ネットワークの整備 (P40)	鉄道・バス等の輸送分担率※	8.7 % (H15)	10.0 % (H22)	15.0% (H27)
	鉄道駅へのアクセス道路の整備延長	15.8 km (H17)	24.5 km (H22)	61.0 km (H42)
	鉄道駅のバリアフリー化施設整備率※	40.0 % (H16)	90.0 % (H22)	100 % (H27)
414 体系的な道路網の整備 (P40)	県庁へ60分以内で到達できる人口の割合	75.6 % (H17)	83.0 % (H22)	91.0 % (H42)
	高速道路インターチェンジへ30分以内で到達できる人口の割合	76.0 % (H17)	86.8 % (H22)	91.9 % (H42)
	県民1人当たりの渋滞損失時間	28.9 時間/年 (H17)	27.4 時間/年 (H22)	22.8 時間/年 (H42)
421 個性の輝く地域づくり (P41)	国土利用計画市町村計画等、市町村の土地利用計画策定率（面積ベース）	44.6 % (H17)	75.0 % (H22)	100 % (H27)
	地域再生計画・特区計画の認定市町村割合	20.5 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
	まちづくりを活動分野とするNPO法人数（県認証分）	74 法人 (H16)	120 法人 (H22)	170 法人 (H27)
422 活気あふれるまちづくり (P41)	市街地内幹線道路の整備率※	54.3 % (H16)	60.0 % (H22)	65.0 % (H27)
	道路・公園などが整備された安全で住みやすい市街地面積の割合※	23.2 % (H16)	23.8 % (H22)	25.0 % (H32)
	地域の創意工夫を活かしたまちづくり実践市町村割合※	55.0 % (H17)	76.0 % (H22)	100 % (H27)
423 いきいきとした農山村づくり (P42)	市民農園利用区画数	2,937 区画 (H16)	5,000 区画 (H22)	10,000 区画 (H27)
	農村における都市住民ボランティア活動参加者数※	854 人 (H16)	2,000 人 (H22)	5,000 人 (H27)
	地域住民等による豊かな自然環境創造取組地区数※	30 地区 (H16)	36 地区 (H22)	50 地区 (H27)
424 美しい景観とみどりづくり (P42)	景観計画策定市町村割合	0 % (H16)	27.3 % (H22)	100 % (H27)
	市町村緑化推進組織の設立率	33.3 % (H17)	63.6 % (H22)	100 % (H27)
	市街地内幹線道路の無電柱化率	10.2 % (H16)	14.2 % (H22)	17.0 % (H27)
425 憩いと安らぎの公園や水辺空間づくり (P43)	県営都市公園の利用者数	384 万人 (H16)	420 万人 (H22)	450 万人 (H27)
	愛パークとちぎ※の団体数	9 団体 (H16)	15 団体 (H22)	20 団体 (H27)
	河川愛護活動の参加人数	103,703 人 (H16)	110,000 人 (H22)	130,000 人 (H27)
431 魅力ある“観光とちぎ”づくり (P44)	観光客入込数	71,582 千人 (H16)	73,600 千人 (H22)	75,700 千人 (H27)
	観光客宿泊数	8,715 千人 (H16)	8,900 千人 (H22)	9,100 千人 (H27)
	外国人宿泊者数	89 千人 (H16)	145 千人 (H22)	200 千人 (H27)
432 国際化の推進 (P44)	国際交流・国際協力の経験のある県民の割合	28.4 % (H17)	40.0 % (H22)	45.0 % (H27)
	外国語により生活情報を提供している市町村の割合	45.5 % (H17)	57.0 % (H22)	67.0 % (H27)
	県内の貿易額（H15を100とする指数）	100.0 (H15)	107.0 (H22)	110.0 (H27)
433 社会貢献活動の促進 (P45)	県民の社会貢献活動への参加率	14.9 % (H17)	25.0 % (H22)	33.3 % (H27)
	NPO法人と行政との協働事業実施率※	14.2 % (H17)	20.0 % (H22)	25.0 % (H27)
	社会貢献活動支援データベース登録団体数	193 団体 (H16)	500 団体 (H22)	700 団体 (H27)
434 情報ネットワーク社会の推進 (P45)	ブロードバンド※契約世帯の割合	33.8 % (H16)	50.0 % (H22)	65.0 % (H27)
	県ホームページアクセス件数	5,500 千件 (H16)	10,000 千件 (H22)	15,000 千件 (H27)
	I T講習会延べ受講者数	124,669 人 (H16)	180,000 人 (H22)	200,000 人 (H27)

基本目標 5 **安心の暮らしを支える環境づくり**〔環境保全・防犯・防災〕

施 策	主な指標名	基 準	目 標	長期目標
511 良好な地域環境の保全 (P47)	大気環境基準 (SPM※) 達成率	93.8 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
	水質環境基準 (BOD※) 達成率	81.3 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
	騒音に係る環境基準達成率 (道路に面する地域)	83.5 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
512 3Rの推進 (P47)	一般廃棄物資源化率	17.7 % (H15)	30.0 % (H22)	—
	とちの環エコ製品認定数※	17 件 (H16)	85 件 (H22)	110 件 (H27)
	バイオスタウン構想等策定市町村の割合	0 % (H16)	24.2 % (H22)	100 % (H27)
513 廃棄物処理対策の推進 (P48)	ごみ処理の広域化計画に対応した焼却施設の整備数 (市町村設置分)	3 施設 (H16)	7 施設 (H22)	16 施設 (H30)
	産業廃棄物の不法投棄件数	27 件 (H15)	23 件 (H22)	20 件 (H27)
	廃棄物監視員を設置する市町村の割合	59.2 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
514 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進 (P48)	県庁の温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素換算)	64,825 t (H16)	59,040 t (H22)	—
	ISO14001審査登録件数	292 件 (H16)	400 件 (H22)	425 件 (H27)
	環境学習関連事業を実施している市町村の割合	46.9 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
515 環境を支える森林づくり (P49)	人工林の間伐実施面積	3,311 ha/年 (H16)	6,000 ha/年 (H22)	3,600 ha/年 (H32)
	保安林の指定面積	68 千ha (H16)	76 千ha (H22)	100 千ha (H40)
	森林ボランティアの活動人数	450 人 (H16)	1,000 人 (H22)	5,000 人 (H32)
516 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進 (P49)	自然保護活動ボランティア数	9,600 人 (H16)	15,000 人 (H22)	20,000 人 (H27)
	シカの生息密度	6.5 頭/km ² (H16)	5.0 頭/km ² (H22)	5.0 頭/km ² (H27)
	自然観察会等に参加した人数	7,318 人 (H16)	11,000 人 (H22)	14,000 人 (H27)
521 安全で安心なまちづくりの推進 (P50)	刑法犯認知件数	33,380 件 (H17)	32,000 件 (H22)	25,000 件 (H27)
	刑法犯検挙率	27.2 % (H17)	33.3 % (H22)	50.0 % (H27)
	自主防犯活動団体数※	156 団体 (H16)	350 団体 (H22)	500 団体 (H27)
522 総合的な交通安全対策の推進 (P50)	交通事故発生件数	15,363 件 (H17)	13,000 件 (H22)	10,000 件 (H27)
	交通事故死者数	198 人 (H17)	145 人 (H22)	120 人 (H26)
	通学路の歩道整備率	45.4 % (H17)	48.3 % (H22)	52.1 % (H27)
523 安心できる消費生活の実現 (P51)	消費生活リーダー養成講座修了者数	1,819 人 (H16)	2,050 人 (H22)	2,250 人 (H27)
	県・市町村消費生活相談員数	46 人 (H16)	55 人 (H22)	60 人 (H27)
	高齢者等※の消費者啓発講座受講者数	902 人 (H16)	1,200 人 (H22)	1,500 人 (H27)
531 防災・危機管理対策の充実 (P52)	自主防災組織の活動状況(年間活動回数/組織数)	1.8 回 (H16)	2.0 回 (H22)	2.3 回 (H27)
	出火率 (人口1万人当たりの出火件数)	5.9 件 (H16)	5.3 件 (H22)	4.8 件 (H27)
	洪水、土砂災害ハザードマップを配布している市町村の割合	12.1 % (H16)	100 % (H22)	100 % (H27)
532 防災基盤の整備 (P52)	災害に強い河川※の整備率	60.7 % (H16)	62.5 % (H22)	64.0 % (H27)
	土砂災害危険箇所※の整備率	23.3 % (H16)	26.3 % (H22)	29.1 % (H27)
	山地災害危険地区の整備率	43.8 % (H16)	47.5 % (H22)	51.0 % (H27)

第3章 新たな自治の基盤づくりのために

県民の皆さんと一緒に、地方分権時代にふさわしい新たな自治を創造していくためには、まず、県が率先して、開かれた県政の構築や行財政改革等に取り組んで行く必要があります。

そこで、3つのテーマのもと、県自らが進めていく取組をお示します。

1 “県民との協働による県政”を推進する

県民一人ひとりとはもとより、ボランティアやNPO、企業など“とちぎ”づくりの多様な主体との相互理解と適切な役割分担のもと“県民との協働による県政”を推進していくことで、県民満足度の高い県政を実現することができると考えます。

このため、県民が主役となる県政運営を目指すための「自治基本条例」の制定に向けた検討を進めるなど、説明責任の徹底と県民の積極的な県政参画による開かれた県政を推進し、県民との間に信頼と責任あるパートナーシップを構築します。

そして、その強固なパートナーシップのもと、県民と目的意識を共有し、相互の特性を認識・尊重しながら連携・協力する県政を推進していきます。

(1) 県民とのパートナーシップの構築

① 説明責任の徹底

情報公開制度の適正な運用に引き続き取り組むとともに、県政の成果と課題等に関する情報を積極的に発信します。また、広報紙「とちぎ県民だより」の配布などの幅広い広報活動を実施し、県民との確かな信頼関係を築く基礎となる説明責任の一層の徹底を図ります。

② 県民の県政参画の促進

「とちぎ元気フォーラム」などの広聴活動や県政世論調査の実施、各種審議会等における公募委員の拡充やパブリック・コメント制度の活用など、県民の意見やニーズを的確に把握し、県政に反映させていきます。

(2) 積極的な協働の推進

① 協働の基盤づくり

人と情報の交流拠点となる「とちぎボランティアNPOセンター」の機能を充実し、多様な主体間のネットワークを構築するほか、NPO等の組織基盤の強化を図ります。

さらに、協働の意義や手法等について理解を深めるための講座の開催など、市町村とも連携しながら、協働を進めていくための基盤づくりに取り組みます。

② 多様な協働の展開

多様で質の高いサービスを提供していくため、NPOやボランティア、企業等と連携・協力しながら幅広く協働を進めていきます。

さらに、地域の特性を踏まえながら協働による新たな価値の創造を目指し、県民から協働の提案を受けて事業を展開していく手法の構築などに取り組みます。

地方分権時代において、市町村は、自立性の高い行政主体にふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、暮らしやまちづくりなど住民に身近な行政サービスを提供していくことが求められ、そして県は、こうした市町村と連携・協力しながら、県民の自己実現を可能とする地域社会を形成していく必要があります。

そのため、県は、市町村の自主性を尊重し、権限移譲などを積極的に進めることによって、地域のニーズに即した市町村行政が実現されるよう支援するとともに、市町村の区域を越えた行政課題への対応や市町村間の連絡調整など、広域自治体としての役割を積極的に担い、“とちぎ”の新たな魅力や活力を創出していきます。

さらに、近隣県との連携や独創的・先進的な取組を進めることによって、地方分権の実現のために積極的に行動していきます。

こうした取組を進めることで、市町村が真に輝きを放つ、地方分権時代の県政を推進していきます。

(1) 市町村重視の県政の推進

① 市町村の自主性・自立性の向上に向けた支援

権限の積極的な移譲や県との人事交流、行財政基盤確立に向けた「総合的助言制度」の活用などにより、市町村の自主的で効率的な行財政運営を支援します。

また、「自主的な市町村の合併に関する構想」に基づき、引き続き自主的・主体的な市町村合併を推進するとともに、地域資源の発掘や新たな活力の創出など市町村による個性あふれる地域づくりを支援します。

② 広域的機能の発揮

市町村の区域を越えて展開すべき雇用対策や防災対策、医療における人材の確保、さらには先端的な試験研究など、広域自治体として戦略的かつ効果的な行政を展開します。

また、全県的な課題などへの対応について、県と市町村が連携して取り組んでいくため、市町村長会議などを開催するほか、地方分権時代にふさわしい広域自治体としての役割を発揮できるよう、本庁から出先機関への権限移譲などを進めます。

(2) 地方分権時代に向けた積極的な対応

経済活動や住民生活の広域化等に伴い、都道府県の区域を越えて対応すべき行政課題が増えていることから、北関東自動車道の全線供用によって拡大する高速交通ネットワークや進展する高度情報ネットワークなども積極的に活用し、まちづくりや観光振興のほか、災害対策や環境保全対策など様々な分野における近隣県等との広域連携を一層緊密なものとしていきます。

また、国と地方を通じた効率的・効果的な行政体制構築などの観点から、道州制などの新たな広域自治制度のあり方について検討を進めていくほか、規制緩和や税財源・権限移譲などについても国に対して提言を行うなど、真の地方分権型社会の実現に向けて積極的に行動していきます。

さらには、東京一極集中の是正や災害対応力の強化等を図るため、引き続き「栃木・福島地域」への国会等の移転の実現に向け、地元市町や関係府県と連携した取組を進めていきます。

厳しい行財政環境にあって、県民満足度の高い行政サービスを迅速かつ適切に提供するためには、これまでも増して力強く、行財政改革を進めていく必要があります。

そのため、県は、県民益の最大化を図る観点から、政策評価システムの適切な運用等による施策の重点化を図るとともに、行政と民間の役割分担や各種規制のあり方などを常に問い直していきます。

また、限りある行政資源を有効に活用するため、「選択と集中」を基本として、財源の効率的かつ重点的な配分に努めるとともに、簡素で機動的な組織体制の整備や職員の政策形成能力の向上などを図っていきます。

こうした取組を「栃木県行財政改革大綱」に基づき着実に進めるなど、効率的で効果的な県政運営に努めています。

(1) 選択と集中による業務の推進

① 政策評価システムの有効活用

「とちぎ政策マネジメントシステム」*の有効活用を図り、新たな課題や重点的に取り組むべき事項を明確にすることによって、効率的で効果的な政策形成を図ります。

② 事務事業の見直し

県の行っている業務のあり方について、日々の行政活動の中でその必要性や意義を問い直し、真に必要な業務に集中できるよう、継続的に事務事業の見直しを実施します。

③ 多様な民間活力の活用

これまで県が行ってきた業務のうち、民間の専門知識や技術力、企画運営力、維持管理ノウハウなどを活用した方が効率的でよりよいサービスが提供できるものについて、企業やNPOなどの民間活力の積極的な活用を図ります。

(2) 職員と行政組織の活性化

① 職員の意識改革と人材育成

コスト意識やスピード重視、成果重視の徹底を図るなどの意識改革に努め、全庁を挙げての県民サービス向上運動や日々の業務の中での「改善のための気づき」を促す取組を進めていくとともに、効果的な施策を企画立案する能力や問題解決能力を備えた人材の育成にも力を入れます。

② 地方分権時代にふさわしい組織体制の構築

新たな課題や組織横断的な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、各部局の予算編成における裁量の拡大や、県民や市町村にとってより身近な出先機関への権限の移譲など、県庁内分権を進めるとともに、新たな定員管理計画に基づく適正な定員管理と適材適所の職員配置を行い、簡素で効率的な政策形成型組織の構築を図ります。

(3) 持続可能な財政基盤の確立

① 自律的な財政運営に向けた取組の推進

総合計画で掲げた施策を着実に推進するため、中期的財政運営の指針となる向こう5年間の「中期財政収支見込み」を作成するほか、中長期的に県債残高を減らしていく目標値を設定するなど、自律的な財政運営に向けた取組を推進します。

② 歳出の抑制と税収入等の確保

限られた財源を有効に活用するため、徹底した事業の見直しや公共事業のコスト削減、執行体制のスリム化など、歳出の抑制を図るとともに、地域産業の活性化など県税収入の増加に結びつく施策の推進や未利用財産の積極的な処分など、税収入等の確保に努めます。

中期財政収支見込み（一般会計・当初予算ベース）

○歳 出

（単位：億円、％）

区 分	H18	H19	伸び率	H20	伸び率	H21	伸び率	H22	伸び率
1 投資的経費	1,702	1,391	▲18.3	1,225	▲12.0	1,160	▲5.3	1,100	▲5.1
(1) 公共事業費・直轄負担金等	658	595	▲9.6	564	▲5.2	535	▲5.1	507	▲5.2
(2) その他建設事業費	1,044	796	▲23.7	661	▲17.0	625	▲5.4	593	▲5.1
2 義務的経費（職員費、公債費等）	4,527	4,509	▲0.4	4,520	0.2	4,544	0.5	4,570	0.6
3 その他消費的経費（一般行政費等）	1,964	1,962	▲0.1	1,959	▲0.2	1,956	▲0.2	1,949	▲0.4
歳出合計	8,193	7,863	▲4.0	7,704	▲2.0	7,661	▲0.6	7,619	▲0.5
一般財源ベース A	5,856	5,659	▲3.4	5,531	▲2.3	5,482	▲0.9	5,438	▲0.8

○歳 入

1 県税	2,380	2,800	17.6	2,885	3.1	2,983	3.4	3,087	3.5
2 地方交付税等	1,684	1,128	▲33.0	1,040	▲7.8	999	▲3.9	959	▲4.0
3 県債	984	813	▲17.4	736	▲9.5	733	▲0.4	718	▲2.1
4 その他	419	430	2.7	443	3.1	458	3.3	473	3.3
歳入（一般財源）合計 B	5,466	5,171	▲5.4	5,104	▲1.3	5,173	1.3	5,237	1.2
収支差 B-A	▲390	▲488		▲427		▲309		▲201	

年度末財政調整基金残高	197	▲241		▲618		▲878		▲1,029	
年度末県債残高見込み	10,099	10,070		9,990		9,950		9,920	

「中期財政収支見込み」は、県が中期的視点に立って財政運営を進めるために、当初予算案の数値を基礎に国の「構造改革と経済財政の中期展望」等を参考に試算し、毎年作成しているものです。

試算の結果生じる収支差については、「行財政改革大綱」に基づく徹底した歳出の抑制や税収入等の確保対策など、全庁的取組により対応を図ることとしています。

＜第1部 めざす“とちぎ”の姿＞

■“とちぎ”を見る

NPO(Non-Profit Organization)	5
民間非営利組織。広義では公益法人や中間法人、協同組合などの互助的団体も含まれるが、一般には、ボランティア団体を始めとした社会貢献活動を主として行う団体及び特定非営利活動法人を指すことが多い。	
多文化共生社会	6
日本人と外国人が、互いに文化や考え方を理解・尊重し、安心して暮らすことのできる社会	
ユビキタスネットワーク	6
「いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセス可能」なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「遍在する、いたるところにある」という意味のラテン語に由来した言葉	
フリーター	7
定職に就かず、アルバイト等で生計を立てている人	
ニート	7
無職の若者で、職業にも学業にも職業訓練にも就いていない(就こうとしない)人	
若年無業者	7
ニートに近い概念。年齢15～34歳の非労働力人口(仕事や求職活動をしていない人)のうち家事も通学もしていない人	
コミュニティビジネス	7
地域の資源を活用して事業を展開する地域密着型の小規模ビジネス	
道州制	7
一般的には、現在の都道府県を廃止し、ブロックごとの広域的な枠組みに再編し、日本をいくつかの地域(道又は州)に分け、そこに中央省庁の多くの権限を移譲する制度	
1人当たり県民所得	11
県民や県内に立地する事業所が手に入れた所得の合計を、人口で割ったもので、県の総合的な経済力を示す指標の1つ	

＜第2部 県政の基本方向＞

■基本政策

スクールカウンセラー(施策112)	22
児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士などの専門家で、いじめや不登校などの問題行動等について、児童生徒や保護者、教師の相談に応じ、適切な指導助言を行う者	
インターンシップ(施策114)	23
一定期間企業等の中で、自分の将来に関連のある就業体験を行う制度	
県立高等学校再編後期実行計画(施策114)	23
「県立高等学校再編基本計画」に基づき、平成22年度からの後期5か年間に取り組む具体的な内容を示した高校再編の年度別実行計画	
フレックス・ハイスクール(施策114)	23
午前、午後、夜間部など複数の部を設置した定時制課程や通信制課程に基づき授業を行う単位制高校を表す本県における呼称	
「とちぎ心のルネッサンス」運動(施策115)	24
青少年自身が社会の一員としての責務を果たし、目標を高く掲げ日々努力・研鑽する心を培うとともに、県民すべてが、青少年を地域全体ではなくもうという心を取り戻し、より良い環境を構築していく取組	

広域スポーツセンター機能(施策123)	26
総合型地域スポーツクラブの設立や運営、活動等を効率的に支援する機能	
栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル(施策123)	26
多くの県民がスポーツに親しめるよう、平成13年から栃木県民スポーツ大会とレクリエーションフェスティバルを合わせて実施しているもの	
思春期ピアカウンセリング(施策221)	29
「ピア」とは「仲間」の意。価値観を共感・共有する同世代の仲間が、同じ思春期の子どもたちに対して、望ましい意思決定ができるように相談支援すること。	
地域包括支援センター(施策222)	29
市町村が設置する、公正中立な立場から地域の(1)介護予防マネジメント(2)総合相談・支援(3)権利擁護(4)包括的・継続的マネジメントを担う中核的な機関	
地域密着型サービス(施策222)	29
高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される認知症高齢者グループホームや認知症高齢者専用デイサービス、定員30人未満の特別養護老人ホームなどのサービス	
健康危機管理(施策224)	30
健康危機管理とは、感染症・食中毒・医薬品・自然災害などによって起こる「命や健康の安全を脅かす事態」に対して行われる健康被害の発生予防・拡大防止・治療等に関する業務をいう。	
地域福祉権利擁護事業(施策224)	30
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、判断能力が十分でない方等を対象として、日常的な金銭管理や重要書類の保管などを行う事業で、とちぎ権利擁護センター(あすてらす)が実施しているもの	
成年後見制度(施策224)	30
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方の権利を守るため、代理権を与えられた成年後見人が、本人に代わって財産管理や福祉サービスを受けるための契約などの法律行為を行う制度	
とちぎハサップ(施策233)	32
食品営業施設の衛生水準の向上と食品の安全確保を図るとともに、県民の安全・安心な食生活に寄与することを目的に、HACCP(ハサップ)方式を取り入れて、食品関連事業者の自主的な衛生管理方法を認証する制度	
HACCP方式:原材料の仕入れから出荷までの各工程で、危害防止に繋がるポイントを監視・記録することで、製品の安全性を確保するシステム	
実需者(施策311)	34
小売・卸売業者、加工業者、外食業者などをいう。	
GAP(施策311)	34
農産物の栽培から収穫、出荷、輸送に至る各段階での管理方法を明確にした適正農業規範をいう。	
品目横断的経営安定対策(施策312)	34
麦、大豆などの品目別の価格対策ではなく、担い手の経営全体に着目した直接支払いの導入と販売収入変動緩和策を内容とする経営安定対策	
耕畜連携による堆肥利活用(施策313)	35
耕種農家と畜産農家が、牛の餌となる稲わらや飼料作物と家畜のふん尿から作る堆肥を交換するなど、連携して資源循環に取り組むこと。	
とちぎベンチャーサポートプラネット21(施策321)	36
(財)栃木県産業振興センターを中核とし、創業から事業化に至る取組に対して産学官連携による総合支援を行う体制	

とちぎ産業創造プラザ (施策321)	36
工業試験研究機関である「栃木県産業技術センター」と新事業や新分野への取組などを支援する「とちぎ産業交流センター」を一体的に整備した施設	
キャリア形成 (施策324)	37
個人が自らの職業生活設計に基づいて、段階的に職業訓練や職務経験を重ねることにより、実践的な職業能力を高めていくこと。	
地域再生計画 (施策421)	41
地域再生法に基づき、地域が行う自主的・自立的な取組による地域活力の再生を図るための計画	
特区計画 (施策421)	41
構造改革特別区域法に基づき、地域の特性に応じた規制緩和の特例措置を設けるための計画	
住宅性能表示制度 (施策422)	41
消費者が安心して住宅を取得できる環境をつくるため、住宅の性能評価・表示基準に基づき、設計・建設段階で第三者機関が住宅の性能評価を行い表示する制度	
地域住宅交付金制度 (施策422)	41
地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし住宅の整備や居住環境など地域の暮らしをトータルに支援する制度	
景観農業振興地域整備計画 (施策423)	42
景観法に基づく景観計画区域内において、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、区域を指定して農業上の利用や農用地等の保全に関する事項などを定める計画	
道路の無電柱化 (施策424)	42
電線の地下埋設等により道路から電柱・電線を無くすこと。	
フィルムコミッション (施策431)	44
映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、支援する組織であり、ロケ地に関する情報提供や相談、撮影への同行などを行う。	
リスクコミュニケーション (施策511)	47
リスク(有害な影響、事故、災害などが生じるおそれ)に関する正確な情報を住民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。これが適切に行われると、各主体の自主的、積極的なリスク削減に向けた行動が促進される。	
バイオマス (施策512)	47
再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。具体的には農林水産物、もみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。	
バイオマスタウン構想 (施策512)	47
バイオマスの発生から利用までを効率的なプロセスで結んだ地域の総合的なバイオマス利活用推進構想	
ESCO事業 (施策514)	48
工場やビルなどがエネルギー設備を省エネルギー型に改修し、改修費用をエネルギー節減分の一部で賄う仕組みの事業であり、改修する側される側の両者にメリットがあり、ひいては地球温暖化防止に貢献することにもなる。	
ISO14001 (施策514)	48
環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことで、企業や団体が、活動によって生じる環境への負荷の低減に向けて自主的に改善していく仕組み	
森林GIS (施策515)	49
森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、間伐の履歴などの情報を一元的に管理し、これらの情報を目的に応じて検索や表示、解析するシステム	

ラムサール条約 (施策516)	49
特に貴重な水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用を進めることを目的とした国際条約	
ハザードマップ (施策531)	52
予測される災害などの発生に関する情報と避難先や緊急連絡先などの災害時の避難に必要な諸情報を分かりやすくまとめた地図	
震災建築物応急危険度判定士 (施策531)	52
被災した建築物を調査し、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定する者	
防災情報 (施策531)	52
気象情報、地震情報、危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、被災情報など	
●成果指標一覧	
授業がわかる児童生徒の割合 (施策111)	53
教育課程実施状況調査で、学校の授業が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合	
教員の長期社会体験研修 (施策111)	53
社会人としての視野の拡大、人間関係づくりやリーダーシップなどの養成のため、銀行、デパート、ホテルなどの民間企業へ1年あるいは3か月の間派遣する研修	
職場体験学習等 (施策112)	53
職場体験や社会奉仕活動、自然とかかわる体験などを通じた学習	
「とちぎ心のルネッサンス」運動年間行動計画 (施策115)	53
賛同団体などの青少年育成のための活動状況をまとめたもの	
家庭教育オピニオンリーダー (施策115)	53
地域で家庭の教育力の向上を図るボランティア	
非行少年検挙補導人員数 (施策116)	53
罪を犯した14歳以上の少年及び14歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年等で、警察に検挙・補導された人数	
生涯学習実践率 (施策121)	53
日頃何らかの学習活動(スポーツやボランティア活動も含む)を行っている県民の割合	
生涯学習ボランティアセンター (施策121)	53
総合教育センターと各教育事務所に設置されているボランティアに関する相談窓口	
社会教育指導者 (施策121)	53
社会教育主事有資格者、女性教育指導者等	
芸術・文化活動等参加率 (施策122)	53
1年間に自ら芸術活動や文化活動などを行ったことのある県民の割合	
県芸術祭の参加者数 (施策122)	53
文芸賞、美術展、ホール部門、茶華道展の応募者、参加者及び入場者の計	
スポーツ活動実施率 (施策123)	54
1週間に1回以上スポーツをしている成人の割合	
人権が侵害されたと感じた人の割合 (施策211)	54
人権啓発イベント等に参加した者に対するアンケート調査結果	
虐待や暴力に関する相談窓口数 (施策211)	54
要保護児童対策地域協議会及び配偶者暴力相談支援センターの相談窓口数(県及び市町村)	
審議会等における女性委員の割合 (施策212)	54
県の附属機関(全委員の9割以上が充て職委員で占められている機関を除く。)における女性委員の割合	
男女共同参画地域推進員 (施策212)	54
男女共同参画社会の実現を目指し、地域において自主的に活動する者(知事が委嘱)	

ファミリー・サポート・センター (施策221)	54
育児や介護に関して、援助を行いたい人と受けたい人とが会員となつて相互に支え合う組織	
新予防給付及び地域支援事業のサービス提供量 (施策222)	54
要支援者や要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に実施する、立つ・歩くといった身体活動能力の向上や栄養改善のための指導、食べ物を噛む・飲み込むといった能力の向上などの介護予防サービスのデイサービスセンター等における提供回数	
介護給付費等 (施策223)	54
障害者が、訪問介護や短期入所等の「介護給付」、自立支援や就労移行支援等の「訓練等給付」などのサービスの提供を受けた際に支給される費用のこと。	
グループホーム (施策223)	54
就労又は自立訓練等を受けている知的障害者・精神障害者を対象に、少人数を単位として自宅に近い状態で共同生活を送る中で、食事提供等の日常生活上の世話を提供する施設	
ケアホーム (施策223)	54
介護を必要とする知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を提供する施設	
福祉サービス第三者評価実施施設 (施策224)	54
障害者福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設等の福祉サービスの提供者が、サービスの質の向上や利用者への情報提供等を目的として第三者である評価機関の評価を受ける制度	
正常血圧者の割合 (施策231)	54
基本健康診査受診者の内、血圧値が正常域(140/90mmHg未満)とされる者の割合。本県は依然として全国よりも脳卒中死亡率が高い水準にあるため、脳卒中発症の大きな要因となる高血圧の予防を生活習慣の改善などの取組により進めている。	
食品検査 (施策233)	54
食品製造所及び店頭における食品中の添加物、細菌、異物、表示などに関する検査(収去検査)	
担い手への農地の利用集積率 (施策312)	55
全農地のうち認定農業者等の中核的な農業者が利用する農地面積の割合	
エコファーマー (施策313)	55
堆肥等による土づくりや減農薬栽培などの環境と調和した農業を実践する農業者	
堆肥の生産履歴表示 (施策313)	55
耕種農家が堆肥を利用しやすいよう、原料である家畜ふん尿や副資材の種類、堆肥化の方法、成分等を表示すること。	
創業 (施策321)	55
事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(会社設立法人化、個人商店の開業等)。ここでは、企業等が既存の事業とは別な組織で新たな事業を展開する「第2創業」を含む。	
経営指導員 (施策322)	55
都道府県知事の承認を受け、企業の経営革新や創業、経営の効率化や情報化、金融、税務などについて、窓口相談や巡回指導などを行う者で、商工会、商工会議所及び商工会連合会に在籍する。	
企業立地件数(研究所を含む) (施策323)	55
製造業、電気業、ガス業、熱供給業の事業者が工場や研究所を建設する目的で1,000㎡以上の土地を取得した年間の件数	
老朽管 (施策411)	55
布設後20年以上経過した鉄管・コンクリート管等	
生活排水処理人口普及率 (施策412)	55
行政人口に対する下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備人口の割合	

身近な水路の水質改善 (施策412)	55
下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備を行う区域で、小河川、用水路の水質が改善された箇所数の5年間の累計	
汚泥リサイクル量 (施策412)	55
下水道、農業集落排水施設から発生する汚泥を再生処理した量(建設資材、肥料等)	
鉄道・バス等の輸送分担率 (施策413)	56
全交通手段のうち、鉄道、バス、タクシー等を利用した人の割合	
鉄道駅のバリアフリー化施設整備率 (施策413)	56
1日の平均利用者数が5,000人以上ある駅のエレベーター等の設置率	
市街地内幹線道路の整備率 (施策422)	56
市街化区域内等において、都市計画決定済みの幹線となる道路の整備率	
安全で住みやすい市街地面積の割合 (施策422)	56
土地区画整理事業により、整備した市街地の面積の割合	
地域の創意工夫を活かしたまちづくり実践市町村割合 (施策422)	56
まちづくり交付金事業により、都市再生・地域再生を行っている市町村の割合	
農村における都市住民ボランティア活動参加者数 (施策423)	56
「とちぎ夢大地応援団」など、農業・農村の持つ豊かな地域資源の保全を目的とするボランティア組織の活動への参加者数	
地域住民等による豊かな自然環境創造取組地区数 (施策423)	56
生態系や景観に配慮した農業生産基盤整備事業などを計画策定段階から地域住民が参画して取り組む地区数	
愛パークとちぎ (施策425)	56
地域住民等が公園毎にボランティア活動団体として登録し、公園内の環境美化活動等を実施するもの	
NPO法人与自然との協働事業実施率 (施策433)	56
県認証NPO法人のうち、県又は市町村と何らかの協働事業を実施している法人の割合	
ブロードバンド (施策434)	56
光ファイバーやCATVなど、高速度で大容量の通信回線により提供されるサービスの総称	
SPM (施策511)	57
粒径10ミクロン以下の粉じんなどの浮遊粒子状物質	
BOD (施策511)	57
水質汚濁を判断するときに用いる代表的項目で、生物化学的酸素要求量のこと。	
とちの環エコ製品認定数 (施策512)	57
県内で発生する循環資源を原材料として製造加工された製品で県が認定したもの	
自主防犯活動団体数 (施策521)	57
県警が把握している継続的に自主防犯活動を行う団体の数	
高齢者等 (施策523)	57
高齢者及び高齢者を取り巻く人々(民生委員、ホームヘルパー等)	
災害に強い河川 (施策532)	57
時間雨量30～50mm程度の雨を安全に流下することができる河川	
土砂災害危険箇所 (施策532)	57
土砂災害が発生するおそれのある箇所であつて人家が5戸以上あるいは、公共施設の立地する場所	

■新たな自治の基盤づくりのために

とちぎ政策マネジメントシステム	60
“県民生活がどのように改善されたか”という成果の視点から、「とちぎ元気プラン」に掲げた各種施策を評価・検証し、新たな課題や重点的に取り組むべき事項を明確にすることによって、効果的・効率的な政策形成を図る仕組み	



県木／トチノキ



県鳥／オオルリ



県花／やしおつつじ



県獣／カモシカ



○ロゴマークの特徴

- ・背景の形は、県の形をモチーフにしています。
- ・文字の形は、躍動感や楽しさを表現しています。
- ・「つぎつぎ」とちぎ」の文字の矢印は、「とちぎ」の魅力をつぎつぎと県内外に発信していくイメージや、未来に向かって挑戦していく前向きな姿勢を表現しています。
- ・配色は、赤が「元気・活力」を、青が「若々しさ・健やかさ」を、緑が「自然豊かなとちぎ」のイメージ」を表現しています。

